

3月4日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算を議題とします。

本案については、2月19日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、質疑に入ります。

4名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

ここで、田口議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、通告どおり質疑を行います。

議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算。

84ページ、地域活動支援センター事業委託料4,000万円の内容、内訳を説明せよ。

85ページ、障害者自立支援給付費9億8,884万8,000円は、個人か、それとも施設に給付するのか、何人分か。

86ページ、重度心身障害者医療費1億9,200万円は何人分か。

88ページ、老人福祉施設入所措置費1億3,432万4,000円は何人分か、幾つの施設分か、市外はどうなっているのか。

93ページ、財政安定化支援事業繰出金2億2,835万3,000円の内容を説明せよ。特定財源、一般財源はどうなっているのか。

93ページ、療養給付費負担金9億5,532万5,000円の内容説明を求めます。

同じく93ページ、保険基盤安定繰出金2億4,668万3,000円は特定財源か、内容説明を求めます。

94ページ、介護保険特別会計繰出し、8億7,342万6,000円の内容説明を求めます。

99ページ、子ども医療費扶助1億9,500万円は何人分か、内容を説明してください。

100ページ、子育て世帯臨時特例給付金8,560万円は何世帯分か、内容の説明を求めます。

102ページ、児童扶養手当4億4,211万8,000円は何人分か、手当の支給状況を説明せよ。

1人、2人、3人と、あるいは4人、5人等もあるのではないかと思います。

104ページ、保育所緊急整備事業費補助金3億7,930万3,000円の内容説明を求めます。

111ページ、生活保護扶助16億5,000万円の内容説明を求めます。

118ページ、合併処理浄化槽設置整備事業補助金2億3,739万8,000円は何基分か。5人槽、6人槽、まだ大きな槽があるのではないかと思います。それらの分類はどのようになるのか。

118ページ、単独浄化槽撤去事業補助金1,287万円は何基分か。平成25年度末の合併処理浄化槽、単独浄化槽、くみ取りの比率はどうなっているか。単独浄化槽を撤去しなければ、ペナルティがあるのか。

142ページ、温泉施設改修工事1億3,470万1,000円の工事内容を明らかにしてください。

143ページ、優良牛導入保留事業補助金400万円の内容を説明してください。これは1頭なのか、2頭なのか。現在までの実績はどうなっているのか。1頭、2頭というのは、これ通告してから、

私の考え違いじゃないかということで、後で説明をしてください。

146ページ、農村振興総合整備附帯工事3,760万円の内容を説明せよ。これはどこにつくるのですか。

167ページ、市道維持工事ほか、1億160万円は何路線になるのか。場所はどことどこか。

190ページ、特別支援教育支援員賃金2,587万2,000円は何人分か、仕事の内容はどうなっているのか。

次に、提案理由に、平成26年度当初予算は、骨格予算にもかかわらず、前年度の当初予算額と比較して8.7%の増となり、その主な要因の中で、松原なぎさ小学校施設整備事業、小学校給食室別棟整備事業など、継続事業である普通建設事業費の増加も一因として上げているが、195ページ、学校施設新築工事15億5,157万円、228ページ、小学校給食室別棟新築工事3億4,445万4,000円、228ページ、厨房機器購入1億4,000万円について、この内容等は当初の計画どおりになっているのか。また、現在までの進捗状況を説明してください。

今までの議案第1号の一般会計でございました。

次は……。

○議長（玉利道満君） 田口議員、まずはこれまで。

○5番（田口幸一君） ここで一旦終わって、答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育関係につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算についての1点目のご質疑にお答えいたします。

障害者地域活動支援センター事業につきましては、障がい者の日常的な相談に対応するとともに、障がい者が地域支援センターに通い、仲間づくりやレクリエーション等を行うことにより、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業であります。現在、市内4か所、市外7か所の事業所に委託しており、平成26年度は相談支援業務利用者300人、地域支援センター利用者800人を見込んでおります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

障害者自立支援給付費は、障がい者が住みなれた地域で安心して生活するために、在宅での訪問を受けたり、通所して利用するサービスや施設に入所して利用するサービスなどに給付する費用であります。提供するサービス内容としては、ホームヘルプや療養介護などの在宅介護サービスに400人、施設入所支援サービスに120人、自立訓練等サービスに30人、就労移行継続支援サービスに180人、その他障害福祉サービスに250人、合計で延べ980人分を見込んでおります。

また、これらの給付費は、鹿児島県国民健康保険団体連合会を通じて、各施設へ支払っております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

重度心身障害者医療は、重度の心身障がい者の健康保持増進を図るため、重度の心身障がい者の医療費に要した費用の自己負担額の助成を行う制度で、1,800人分を見込んでおります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホームへの入所措置の費用で、市内1施設、市外6施設、合わせて7施設で65人分を見込んでおります。この養護老人ホームは、生活環境や経済的理由などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、生きがいを持ち、自立した日常生活を送っていただくための施設であります。

5点目のご質疑についてお答えします。

財政安定化支援事業繰出金は、一般会計から国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金で、保険者の責めに帰すことができない特別な事情に対し、地方財政措置がとられる1億1,835万3,000円に国民健康保険税の改定に伴い、被保険者負担の激変緩和を図るために特例措置として繰入れることとした1億1,000万円を加えた額を計上しております。いずれも一般財源であります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

療養給付費負担金は、県後期高齢者医療広域連合へ負担金として拠出するもので、後期高齢者の医療費に対し、公費負担分として、市が負担すべき額を計上しております。市の負担割合は医療費総額の12分の1となっており、県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づく計上となっております。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

保険基盤安定繰出金は、保険料負担能力の低い、低所得者にかかる保険料軽減分について、県が4分の3を、市が4分の1を財政援助するもので、特定財源として歳入で受け入れる県負担分1億8,501万2,000円に市負担分6,167万1,000円を加えた額を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであり、市負担分には地方財政措置がとられております。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

介護保険特別会計への繰出金の内訳は、介護給付費に伴う市負担分として7億5,000万円、地域支援事業の介護予防事業に伴う市負担分として541万円、包括的支援事業・任意事業に伴う市負担分として1,571万4,000円、そのほか一般管理費に伴う繰り出し分として、1億230万2,000円であります。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

子ども医療費扶助の対象者数につきましては、未就学児5,400人、小学生4,047人を見込んでおります。内容としましては、さまざまな病気やけがなどで、医療機関に支払った自己負担額の全額を助成するものであります。

10点目のご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせて、お答えいたします。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯への消費の下支えを図ることから、暫定的、臨時的な措置として、給付金を支給するものであります。

児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円を給付するもので、中学までの児童のいる世帯を対象とし、5,600世帯を見込んでおります。

なお、本年1月1日時点で住民票のある市町村が1回限り支給するもので、支給に要する事務経費及び給付費の全額を国が負担するとされております。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

児童扶養手当につきましては、母子及び父子世帯等において、家庭の生活の安定と自立を促進するために、所得に応じて手当を給付するものであります。対象となる世帯は912世帯で、1,466人分を見込んでおります。受給対象児童数の内訳につきましては、児童1人の世帯が505世帯、児童2人の世帯が292世帯、児童3人の世帯が91世帯、児童4人の世帯が17世帯、児童5人の世帯が6世帯、児童

6人以上の世帯が1世帯であります。

12点目のご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせて、お答えいたします。

保育所緊急整備事業費補助金につきましては、待機児童の解消を目的に、保育園や認定こども園等を新設、増改築をするなどの施設整備に要する費用の一部を補助する事業であります。内容につきましては、池島保育園が新しく設置する定員60人予定の施設整備に対し、補助金1億1,458万6,000円、かじのき保育園が新設する定員50人予定の施設整備に対し、補助金1億1,411万7,000円、同じく双葉幼稚園が認定こども園として増改築し、定員を36人ふやす予定の施設整備に対する補助金1億5,060万円であります。

また、待機児童数は、平成25年10月現在で57人となっております。

13点目のご質疑にお答えいたします。

生活保護扶助費につきましては、平成25年12月末現在、被保護世帯数693世帯、被保護人員1,032人をもとに、今後の推移を見極めるとともに、本年4月からの消費税増税分を見込み、予算計上いたしました。

なお、生活保護扶助費の内訳は、生活扶助に4億4,100万円、住宅扶助に1億2,500万円、教育扶助に1,300万円、介護扶助に2,660万円、医療扶助に10億3,500万円、出産扶助に60万円、生業扶助に750万円、葬祭扶助に130万円を見込みました。

14点目と15点目のご質疑については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

平成26年度の合併処理浄化槽設置整備事業における対象基数は690基を予定しており、内訳は5人槽を600基で1億9,920万円、7人槽を83基で3,436万2,000円、10人槽を7基で383万6,000円としております。

補助対象の合併処理浄化槽は、小型合併浄化槽に位置づけられ、住宅の延床面積や使用形態ごとに分類されております。新築住宅での基本的な考え方は、延床面積130m<sup>2</sup>以下は5人槽、130m<sup>2</sup>を超えるものについては7人槽か10人槽となります。

既存住宅では、延床面積のほか、使用人数や浴槽、または台所の数によって、5人槽、7人槽、10人槽が決められます。

次に、単独浄化槽撤去事業では、撤去基数を143基と想定しております。また、本市の各々の設置割合につきましては、合併処理浄化槽が55.4%、単独処理浄化槽が18.8%、くみ取りが25.8%となっております。

浄化槽法が改正され、平成13年度からは単独浄化槽の新設は原則禁止されております。単独浄化槽から合併浄化槽につけかえる際に、それまで使用していた単独処理浄化槽を撤去する場合には、国庫事業として撤去費用に対し最高9万円の補助が行われます。

廃止後の浄化槽の処分に関しては、廃棄物処理法に基づいた適切な処分をする必要がありますが、残存汚泥の処分後に消毒を行い埋め戻し処理を行う場合もあります。この場合、未撤去に対するペナルティはありません。

16点目のご質疑についてお答えいたします。

温泉施設の工事内容は、既存の温泉施設121m<sup>2</sup>と隣接する三船小学校教頭住宅80m<sup>2</sup>を解体し、新たに214m<sup>2</sup>の浴場を新設いたします。

浴場の2つの浴室は形状が異なり、露天風呂、気泡風呂、低周波風呂などを備え、週がわりで楽しんでいただける浴室にしたいと考えております。

あわせて、三叉コミュニティーセンターの一部改修も行い、玄関ロビー、事務室、健康増進室の改修と、現在1階東側にある体育室を研修室に改修して、2階を体育室にすることで、施設の機能向上を図ります。

また、浴場とコミュニティーセンターからの廃水を処理する合併処理浄化槽の設置及び駐車場の線引きなどの整備も実施いたします。

17点目のご質疑についてお答えいたします。

優良牛導入保留事業補助金につきましては、優良繁殖元牛の導入及び保留を推進し、市場価格の高い子牛づくりにより肉用牛の振興を図るため、優良繁殖元牛を5年以上飼養する農家に対し、補助金を交付するものであります。支給対象条件は、始良中央家畜市場の子牛競り市品評会において、郡保留、高育種価認定牛、優等賞のいずれに選定された牛か、和牛登録審査で、82.5点以上得点した牛を導入または保留したものが対象となります。

補助金額につきましては、郡保留が1頭当たり5万円、高育種価認定牛4万円、優等賞及び登録審査82.5点以上が3万円となっております。実績につきましては、合併した平成22年4月から26年1月末時点まで、通算して、328頭に対して補助金の支給を行っております。

18点目のご質疑についてお答えいたします。

現在、事業継続中である県営農村振興総合整備事業の事業種類に該当しない事業として、始良地区の船津団地、春花団地は場整備地内の農道未舗装部分のアスファルト舗装及び加治木地区の新西団地、屋ノ上団地、高井田団地内の創設非農用地である宅地用地周辺整備としてのアスファルト舗装、側溝等設置の整備工事費として計上したものであります。

19点目のご質疑にお答えいたします。

一般単独道路維持整備事業の工事請負費内訳は、市単独事業として道路構造物等修繕工事による側溝や路肩決壊箇所の修繕と、市道舗装補修工事による舗装修繕、及び交通安全施設整備事業により、防護柵や区画線を施工する予定であります。

また、社会資本整備総合交付金事業として、路面性状調査結果をもとに市道舗装補修工事による舗装修繕と、道路照明修繕工事による街路灯の修繕を行う予定であります。

道路維持整備事業の工事請負費は、整備計画路線以外で緊急に修繕などを行う工事に充てる経費であり、また、現在、路面性状調査結果の精査を行っている状況でありますので、場所の特定は行っておりません。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算についての20点目のご質疑についてお答えいたします。

特別支援教育支援員の賃金は28人分であります。特別支援教育支援員の仕事内容は、知的障がいや発達障がいなどにより、極端に落ち着きのない子どもの学習支援や身辺処理のできない子どもの身支度の手伝いなどの日常生活上の介助や下肢に障がいのある子どもの車椅子の介助など、何らかの障がいを持つ子どもたちの安全確保や生活支援などが主な仕事内容であります。

21点目のご質疑についてお答えいたします。

学校施設新築工事は、松原なぎさ小学校新築工事の校舎及び体育館の工事費の26年度分と新年度発注予定のプールやグラウンド等整備工事にかかる経費であります。

小学校給食室別棟新築工事は、現在、三叉小学校跡地に、工事施工中の建昌小学校、松原なぎさ小

学校、建昌幼稚園、帖佐幼稚園の2校2園に給食提供を行う施設の平成26年度分の工事費であります。

工事の進捗状況については、それぞれ予定どおり順調に進んでおります。また、厨房機器購入については、プロポーザル方式で選定いたしました、株式会社中西製作所鹿児島営業所が現在進行中の給食室別棟新築工事にあわせて、厨房機器を製作中であり、その厨房設備一式の購入価格であります。

以上、お答えといたします。

#### ○5番（田口幸一君） 詳しく説明、答弁いただきました。

それでは、86ページですね、重度心身障害者医療費1億9,200万円ですけど、この障がい者手帳というのが発行されていると思うんですが、恐らく1級の方々だと思うんですけど、これはどうなっているのか。だから、重度心身障がい者となっていますので、その障がいの内容ですね。どのような障がいの方々ですか。

それと、今、答弁の中からですけど、88ページの老人福祉施設入所措置費というところで、答弁の上から3行目、市内1施設、市外6施設という答弁がありました。この市内の1施設とはどこなのか。市外6施設とは、どこ、どこなのか。

それと93ページの財政安定化支援事業繰出金2億2,835万6,000円ということで詳しい説明がありました。これをよく聞いて、今、答弁から推察いたしますと、これは平成24年度に税率改正をやっておりますよね。今、答弁の中からわかってきたんですけど、このときには、3年間、平成24年度、25年度、26年度に、一般会計から1億1,000万円ずつ繰入れて、本会議では、これが認められなくて、臨時議会において税率改正がなされております。始良市の国保世帯は25%、社会保険加入世帯は75%となっております。また、平成25年度末ですね、今月末の国保の基金保有残高は、精査してみますと1億40万円となっております。しかし、24年度、25年度、26年度、26年度は今から始まるんですけど、24年度、25年度は、医療費は一般被保険者、退職被保険者ともに、そして、また、人工透析とか、そういうような病気が医療費をたくさんかかる病気が発生して、始良市内のですね、医療費が年々年々上がってきております。

そこで、これをもって計算してみますと、国保の基金ですけど、25年度末に1億40万円、保険給付費が過去3年間の平均68億円、後期高齢者支弁金等が10億3,500万円、老人保健拠出金、もうこれは廃止になっていますけど、数字で少し残ってる、16万円。介護納付金が4億3,300万円の合計82億6,816万円となり、この条例の第2条にうたわれていますが、この5%は4億1,340万8,000円となる。25年度末に1億40万円ですから、ちょっとこれは険しい状況に来ていると私は推察をするんですけど、近い将来、また、25年度末も、もう今月末です。近い将来、国保税の改定値上げが必要になってくるのではないかと思います。このことについて、市長、いかがですか。

それから、議案第1号の142ページです。温泉施設の件ですけど、第1回目の副市長の答弁でわかりましたけど、この1点目の工事着工はいつになるのか。予算が通って、今月19日に予算が通って、そして新年度に入って設計をされると思うんですが、発注はどのような形になるのか。3つ目に、温泉の利用状況はどのようになっているのか。現在ですね。私も2回ほど、あそこに入りに行きました。そして、温泉の泉質はどうなっているのか。ぬるぬるした泉質ですよ。

それから、現在の利用料金は105円です。消費税が5%かかって105円。市高齢者福祉センターは100円です。だから、私はさきの議会で一般質問をしたときに、これができ上がった平成26年度に、この105円の料金は見直しをするという答弁をいただいているんですけど、その辺のところはどうなる

のかな。福祉センターと同じく、4月から消費税は3%上がって8%になるわけですけど、同一になるのかどうか。

それから、146ページですね、農道の整備ということがわかりましたけど、農道がきれいに整備されると農業関係者は非常に喜ばれ、仕事も順調に行くと思うんですが、このことにより、農業への波及効果はどのようになっていくのか。

続いて、教育委員会の関係に入りますが、私は、きのうも松原なぎさ小学校をきょうのこの質疑のためにつぶさに見てまいりました。三叉小学校跡地に建設される給食室別棟もきのう見てまいりました。松原なぎさ小学校は2回行きました。それで、きのうですね、給食室別棟を行って、ちょうど5時20分、夕方の5時20分ごろでした。どの共同企業体かはわかりませんが、まだ現場代理人の方が1人おられましたので、工程どおり進んでいるんですかと、工程どおり、99%工程どおり進んでいるという答えでした。今、現場代理人をはじめ関係者は教育委員会のほうに行って会議を開いておりますということでしたが、そこで2回目の質疑をいたします。

平成25年度が1工区から4工区、体育館まで入れますと5工区になりますよね。これが約24億円。今度の出たきたのが学校新築工事が15億5,157万円、それから小学校給食室別棟新築工事3億4,445万4,000円、厨房機器購入が1億4,000万円ということで、これは25年度、26年度継続事業ということで、それは理解いたします。

そこで、幾つか質疑を行います。基礎工事をはじめ、きのう行ったら、松原なぎさ小学校、それから給食室別棟のところも、このズボンのですよ、ラップズボンみたいなのを着た職人の、あれは元請の職員じゃないと思うんですけど、基礎工事をはじめ関連工事の下請契約はどのようになっておりますか。これが1点目。

それから、給排水、電気工事、空調等の工事業者は既に決定してあります。松原なぎさ小学校も給食室別棟も、あそこに業者名が全部わかりやすいように掲げてありますが、これは学校建築、給食室別棟を同じく並行して、今、この給排水、電気工事、空調等の工事は並行して工程が進んでいるのか。いや、そうじゃないですよ。ある程度、進んでから、これらの給排水、電気工事、空調等の工事は入っていくんですよ。どちらなんですかね。

それから、先ほど合併処理浄化槽の件が出ましたけど、市民福祉部のほうで。この松原なぎさ小学校、これは500何人ですよ。平成27年の7月1日、500数十人の児童がここで授業をし、生活をするわけで、浄化槽の大きさはどのようになるのか。先ほどのあれでは、5人槽、7人槽、10人槽ってというのは、恐らく、50人槽とか、そういうのがあるのかどうかわかりませんが、この浄化槽の大きさはどうなっているのか。そして、市民生活部の今、合併処理浄化槽には、国・県の補助があるということですけど、この大きな学校の浄化槽の設置には、国・県の補助があるのか。あるとすれば、その補助率、補助金は幾らになりますか。

それから、厨房機器購入、これは中西機器製作所ということで、これも継続事業ですけど、そこでお尋ねいたします。平成25年度はお示しになりましたよね。どのようなのを購入するという、平成26年度はどのような機器を購入するのですか。

一応、2回目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 国保税に関するご質問がありましたので、考え方を述べよということでございました。

国保会計は大変厳しい状況にありました。そういうことで、基金も枯渇してまいりまして、これは国保会計については、特別会計でございますから、国保会計の中で処理することが本旨でございますが、そういう中で、大変、将来的に国保会計が破綻する危険性がございましたので、苦渋の決断として、国保税の値上げということに踏み切ったところでございます。しかし、急激に国保税が増額になるということについては市民生活に大きな影響があるということから、この点も政策的判断でございますが、一般会計の繰入れを1億1,000万入れるということで、フィフティー・フィフティーの考え方で導入したところでございます。

24年、5年、6年の推移を見ながら、今後どのようにっていくか。そこらのことはしっかり精査しながら、いずれにしても、国保会計が安定的に運営できることを図っていかねばならないというふうに考えております。

**○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君）** 私のほうに2点、重度心身障害者医療と老人福祉施設入所の措置費の関係いただいております。

まず、重度心身障がい者の関係ですが、対象となられる方は、身体障害者手帳1級、または2級をお持ちの方。それから療育手帳A1、A2のいずれかの区分をお持ちの方。及び、身体障害者手帳3級と療育手帳B1をあわせて持ちの方が対象となっております。

それから、養護老人ホーム、老人福祉施設入所の関係ですが、養護老人ホームの現在の入所の状況でございますが、市内が南天園、それから市外のほうですが、伊佐市の敬寿園、霧島市の舞鶴園、また伊佐市の啓明園、それから霧島市の長安寮、同じく春光園、それから鹿児島市の喜入園、以上、市内が1、市外6施設でございます。

**○農林水産部長（安藤政司君）** 農林水産関係のご質問の2点について、まず、私のほうから、農村振興総合整備附帯工事の舗装工事の農業への波及効果はどうかということについて、お答えいたします。

舗装工事がしてない場合、未舗装の道路、砂利道ですと、雨等が降りますと、車のわだちであり、穴ぼこ等ができて、そこを車が通りますと、ほ場、田んぼ、畑等への砂利の飛散、あるいは泥水の飛散というものが考えられますので、舗装することにより、そういうものが防げるということも考えられると思います。

また、そうすることによりまして、農作業の安全・効率化が図られていくものと考えます。それと農道等を散歩される方も、暗いときでも足元が安全になりますので、そういう散歩をされる方にも利便が図られるのかなと考えます。

以上でございます。

あとの温泉施設につきましては、次長のほうで答弁いたします。

**○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君）** 三叉コミュニティーセンターの温泉施設の質疑についてご答弁いたします。

工事着工はいつかというご質問ですが、4月に解体工事の入札をしますので、解体工事の着工が5月の連休明けになるのではないかと思います。本体工事は、工期を7か月間と見込んでおりますので、遅くとも8月までには着工したいというふうに考えております。

それから発注についてですが、解体工事設計管理委託コミュニティーセンター及び温泉施設の建設

工事、電気工事、給排水、浄化槽工事、泉源清掃工事と6つに分けて入札を行いまして、全て市内の業者に依頼する予定でございます。

温泉の利用状況ですけれども、合併後、年間約2万人から2万3,000人のご利用をいただいております。泉質についてですが、泉質は、アルカリ性、単純温泉、適応症といたしましては、神経痛とか、筋肉痛、関節痛、五十肩などにいいと書かれております。

それから、利用料金につきましてですが、三叉コミュニティーセンターの温泉施設は、条例上は、コミュニティーセンターを利用した人たちが低料金で利用できる温泉として位置づけられております。しかしながら、現在市民の方々には、低料金で誰でも利用できる公衆浴場として捉えられており、利用されているのが実情でございます。

今回、新築改修することで条例改正を行いまして、公衆浴場としてスタートするならば、利用料金、営業日、営業時間等についても見直しが必要になるのではないかと考えております。

以上です。

**○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** 先ほど国保税の税率改正と、それから松原なぎさ小学校の合併処理浄化槽についてのお問い合わせでしたが、私のほうで、ちょっとお答えします。

先ほど市長のほうで、ほとんどご回答していただきましたが、前回の税率改正の目的は、24年度から26年度までの3年間を見込みを立てて、6億9,000万円ほど不足するというので、そのうちの3億3,000万については税率を上げるということで、改正になったと思います。

今回、25年の決算が判明した後に、27年以降の税率改正については検討に入りたいと思いますが、現在については、まだ、その見込みが立てられませんので、どういうふうになるかということについては、今のところ、言及できる立場にございません。状況でございます。

それから合併浄化槽につきましては、今、始良市のほうが合併処理浄化槽設置整備事業補助金で出している分につきましては、5人槽、7人槽、10人槽までの小型合併浄化槽であります。小型合併浄化槽は50人まであるんですが、この10人槽までのものにたいしての補助でございますので、松原なぎさ小学校につきましては、500人を超える児童がいるということで、それを小型合併浄化槽を超える浄化槽ですので、この事業の補助金の対象の浄化槽ではございません。

以上でございます。

**○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君）** 松原なぎさ小学校と給食室別棟との関係でございますが、まず、基礎工事をはじめ、何社の下請業者が入っているかということでございますが、現在、松原なぎさ小学校のほうは、1月末なんですけど、出来形が36%、給食室別棟のほうが出来形が1月末で30%というところでございます。

そこで、松原なぎさ小学校のほうでは、現在47社が届け出が出ております。給食室別棟のほうは9社が下請で届け出がされております。

それから、給排水、電気工事、空調工事設備、それぞれ業者、入札で決まっておりますが、先ほど議員申されました毎週工程会議をそれぞれ開いております。その工程会議のほうには、建築、電気工事、空調、あと給排水設備、全て業者入って会議を開いております。建設先行でやっておりますので、現在、空調、あと給排水、それと電気設備、そこにつきましては埋設配管を入れるスリーブの取り付けやら、あと、インサートの打ち込み、そういうところを現在やっております。出来形としましては、

ですから、空調、給排水、電気につきましては、まだ、十数%の出来形ということで、建築がどんどん進むにつれて、そういうところも進んでいくというふうを考えております。

浄化槽につきましては、今、市民生活のほうからありましたが、松原なぎさのほうが50人槽という大型浄化槽を入れる計画です。それと、給食室別棟のほうが20人槽ということになっております。

あと、補助金の関係につきましては、松原なぎさ——いいです、はい。

**○教育部長（小野 実君）** まず、浄化槽に関する補助金につきましては、先ほど市民生活部のほうからありましたように個人槽になりますので、全体のこういう大きなものについては、国庫補助金は全くありません。学校建設、それから給食室別棟についても、建物系についての国庫補助金だけでございます。

それと、厨房機器につきましては、昨年9月に議会で議決をいただいて、購入の種類等も決定していただいております。245種類の機器の、そのうち、この会社で製作しなきゃならんものについて、その時点から、ずっと製作しておりますので、じゃあ、なぜ、先にこれをしたかといいますと、品物の大きさによって、建設の面積を決めなきゃなりませんでしたので、先に厨房契約をした上、26年度予算で計上という形をとっております。その関係で、これが全部終わりましたら、ことしの11月30日までに全て施設のほうに機器を導入するという契約をいたしておりますので、今、その製作の段階中でございます。

以上です。

**○5番（田口幸一君）** 大体、99%理解できましたが、今、小野部長が言われた、その厨房機器の購入、245種購入するということですが、これは、25年度、26年度、今のは26年度の予算ですから。26年度は、この245種の中の何種購入されるんですか。

**○教育部長（小野 実君）** ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。厨房機器につきましては、25年度は契約の議決案件を提案いたしましたので、25年度中については、予算も計上していません。ですので、25年の途中から、先に品物を製作をしていただくという契約をしておりますので、26年度、101億4,000万円、この分の金額の精算請求をしていただいて払うという形で、予算については、25年度ゼロ、26年度1億4,000万、その中の245種類という形になります。

**○議長（玉利道満君）** これで田口議員の質疑を終わります。

第1号について、田口議員と重複している質疑者が堀議員です。重複している項目について、質疑ありませんか。

**○24番（堀 広子君）** 私、保育所緊急整備事業の件でお尋ねいたします。

ご答弁いただいたところによりますと、これは市内に設置されている市立の認可保育所の施設整備費にかかわる事業の補助金になるかと思いますが、この財源がどうなるのか。どこからの財源になるのか。この財源と。

それから、待機児童が57人と。これは25年の10月ですけれども、この施設の整備が行われることで、待機児童はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（脇田満穂君） 今、2件ご質問いただきました。私のほうで待機児童につきましての答弁をさせていただいて、あと、その財源につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

今回、3つの保育園が、2つの保育園、それから新たな制度の認定こども園というタイプに向けて整備をさせていただくわけですが、合計で、人員増としまして、今回146名程度の定員増というのを見込んでおります。現在、57人という10月1日の待機児童数ですので、おおよそ2.何倍増にはなるわけです。ただ、57人といいますが、潜在的には、まだおられる可能性が非常に、日々おられるわけですので、そういう面からしますと、ある程度、待機児童が少なくなっていくのではないかなというふうに見込んでおります。ただ、3つの園もそのとおりに建ていただければ、今の定数でございますので、今後、精査されて、また今回枠的にこの予算をお認めいただくわけですので、最終的には、また、日々事業者のほう、設置者のほうでも検討がなされていきますので、若干の変動はあろうかと思っております。

以上でございます。

○福祉部児童福祉課長（日高 朗君） 児童福祉課の日高と申します。よろしく申し上げます。

今、財源のことについてご質問がございましたけれども、今年度の財源につきましては、事業が国庫事業でございまして、安心こども基金という事業に基づいて行うわけでございますが、この補助基準額の4分の1を申請者、いわゆる事業者が負担することになっております。残りの4分の3を国と市が負担することになっておりますけれども、その4分の3のうちの12分の11を国が、それから市が12分の11を負担することになっております。

以上でございます。（「同じだった。12分の」と呼ぶ者あり）

すいません。12分の1ということでございます。（「はい。はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） よろしいですね。

これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前11時01分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分開議）

○議長（玉利道満君） 次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 82ページの臨時福祉給付金事業の件でお尋ねいたします。

この事業の目的と内容、そして対象者給付額がどのようになるのかをお尋ねいたします。これ1点だけです。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質問につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算についての1点目のご質疑にお答えいたします。

臨時福祉給付金事業につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方々に与える経済的な負担に鑑み、暫定的、臨時的な措置として、給付金を支給するものであります。

給付対象者につきましては、平成26年度市町村民税の均等割について課税されないものであり、かつ課税されているものの税法上の扶養親族等となっていないものとしております。また、給付額につきましては、給付対象者1人につき1万円とし、給付対象者のうち老齢基礎年金等の年金及び児童扶養手当等の手当の受給者等については、1人につき5,000円を加算するとしております。

なお、本年1月1日時点で住民票のある市町村が1回限り支給するもので、支給に要する事務経費及び給付費の全額を国が負担するとされております。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） 給付対象者とそれから給付額が幾らなのか、対象者がどのくらい、いらっしゃるのかですね。給付額が幾らになるのかを総額でお示してください。

○福祉部長（脇田満穂君） 2点、お尋ねいただきました。まず、対象者数ですけれども、2万8,843人。これは国の示した算式によりまして、出させていただいた数字でございます。2万8,843人です。

それからあと給付金の総額でございますが、3億7,624万9,000円の予定でおります。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） すいません。総額でお尋ねしましたが、それぞれをお示してください。すいません。

○福祉部長（脇田満穂君） まず、2万8,843人につきましては、1万円ということで計算をいたしております。それから重複するといいましょうか、5,000円を加算をするという方々がおられます。その方々が1万6,472人、あと児童手当関係で重なる方が975人、あと、特別障がい者の手当等で重なる方が116人でございます。それぞれの給付額につきましては、今4つ申し上げましたが、その区分の給付の総額につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 社会福祉課の牧之内でございます。答弁いたします。

内訳についてでございますが、2万8,843人分。これにつきましては、基本額の1万円でございますので、総額2億8,843万4,000円でございます。

それから加算につきましては、老齢基礎年金との該当者が1万6,472人、加算額が5,000円でございますので、金額に換算しますと8,236万円。それから児童扶養手当等の該当者が975名、同じく5,000円の加算でございますので、487万5,000円。それから特別障がい者手当等の該当者が116名、同じく5,000円の加算でございますので、58万円。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで堀議員の質疑を終わります。

次に、23番、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算について、質疑をいたします。

ページ9ページですが、消費税が5%から8%に上がることによって、地方消費税交付金が昨年より3億円多く市に入って8億3,000万になっておりますが、一方、各課の事業費や物品購入等にかかる市が払う消費税は幾らぐらいになっているか、お伺いいたします。

また、市に入ってくる施設の使用料等はどのくらい消費税増税でふえるのか、伺います。

2番目に、地域の元気創造事業は、交付税の算定指標として製造品出荷額など、地域経済活性化の成果と行革努力を上げているようですが、始良市の交付税にはどのような影響があったのか、伺います。

3番目に老朽化した公共施設の除去に地方債を充てられるように国は300億円を計上したとあるんですけども、始良市では、今回の予算にこの地方債が活用されているのか。活用されておれば、幾らぐらいになるのか、お知らせください。

4番目、2ページ、32ページの文化会館建設事業債、借換債が3億3,072万円予算化されているようですが、この内容について詳しく説明してください。

文化会館は、今後毎年幾らずつ返済し、あと何年で返済が終了するのか、伺います。借金残高は幾らになっているのでしょうか。

総合運動公園、始良地区ですが、の借金についても同じように説明してください。

蒲生地区の体育館についても借金返済の内容について説明してください。借金残高は幾らになっているのか、お知らせください。

5番目、2ページ、1ページですが、市税は6,256万5,000円の増になっておりますが、年金支給額の1%削減による始良市民への影響額は幾らぐらいになるのか、また市税への影響額はどのくらいか、お知らせください。

最後に、予算概要説明の36ページに、歳出の性質別のところで、人件費が昨年度と比較して約2億8,000万の減になっておりますが、この内容について説明してください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算についての1点目のご質疑にお答えいたします。

平成26年度当初予算額に対する消費税支払い額は、概算で約6億1,500万円であります。また、消費税率の引き上げに伴う使用料等の変更による影響額は、概算で約4,000万円であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

平成26年度の普通交付税算定において、地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映して配分される地域の元気創造事業費が国全体で3,500億円確保されておりますので、本市におきましても、この算定に期待しているところであります。

この普通交付税の基準財政需要額に算定される地域の元気創造事業費の算出にあたりましては、人

口を測定単位とし、職員数、人件費、地方債残高の削減率や製造品出荷額の伸び率など10数項目の補正係数が加味される予定であります。その具体的な内容については明らかにされておらず、現段階で効果額の積算はできない状況にあり、例年7月に行う普通交付税の算出に際し、明らかになるものと考えます。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

これまで施設の解体撤去に対しては、同じ場所での建物の建てかえにかかる場合のみ地方債の充当が認められておりましたが、過去に建設された大量の公共施設等の更新時期に対応するため、総合的かつ計画的な管理を推進する目的で、公共施設の現況及び将来の見通し、並びに管理に関する基本的な方針などを定めた公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体撤去に対し、地方債の特例措置が設けられました。

本市では、今回の予算において、当該地方債を活用する事業はありませんが、平成26年度から公共施設白書の作成に着手し、管理計画を策定した上で、この地方債を有効に活用していきたいと考えております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

文化会館建設事業債につきましては、平成5年度から7年度にかけて、地域総合整備事業債32億6,880万円の借入れを行い、5年ごとの金利見直しの借りかえ更新方式で償還を行っており、今回の3億3,072万円は6年度に借入れを行った分の借換債であります。平成25年度末現在の未償還元金残高は13億9,444万8,000円で、今後36年度までは、各年度において1億1,896万円の元金に変動する利子を含め平均で約1億3,000万円ずつを支払い、最終年度の37年度には約8,700万円を支払う予定であります。

次に、始良総合運動公園整備事業にかかる未償還元金残高は、平成25年度末現在7億2,849万5,000円で償還期間は40年度まで、26年度の償還予定額は利子を含め約8,600万円で、以降各年度の償還額は年々減少いたします。

次に、蒲生総合体育館整備事業にかかる未償還元金残高は、平成25年度末現在2億7,393万9,000円で償還期間は28年度まで、26年度以降各年度の償還額は利子を含め9,307万9,000円であります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

年金支給額の1%削減による影響額を平成25年度の市民税の課税状況調べをもとに試算しますと、年金受給者7,384人に影響が及び、年金収入総額にして1億4,750万円余り減少することになり、公的年金等にかかる控除額が変わらないと仮定しますと、市民税の調定額が880万円余り減額になることが見込まれます。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

人件費が昨年度と比較して減になっている点につきましては、定年退職者等に伴う職員人件費の減額及び退職手当金の引き下げ等に伴う退職手当組合費の負担金率の見直しによる負担金額の減額、並びに議員定数の減に伴う人件費の減額等が主な要因であります。

以上、お答えいたします。

○23番（里山和子君） 1点目から再質疑をいたします。

消費税が、支払う消費税ですね、市役所が、6億1,500万円ということで、昨年度は幾らだったのか。その差額幾ら、ことはふえたのかということをお知らせください。

2点目ですけれども、製造品出荷額など、地域経済活性化の成果などとあるんですが、これから6月あたりで具体的になるんでしょうけれども、この成果の内容について、ちょっと、あれば、内容についてお知らせください。

それから、行革努力はどういうことがあったのかということをお知らせください。

それから、この300億円政府が組みました、老朽化した公共施設の除去ということなんですけれども、これも計画を立ててやっていくというような答弁なんですけれども、現在でも大体大きなものはわかっていると思うんですが、各部ごとに、解体撤去する予定になっている主な施設等があれば、それあると思うんですけれども、そういうものをお知らせください。例えば、吉田の、私が一般質問しました一般廃棄物の処分場などが、あれは解体撤去1日も早くすべきものだと思うんですけれども、そういうものに活用できると思うんですけれども、そういうものを上げていただきたいと思います。

それから地方債のところで、文化会館とか、総合運動公園、蒲生の体育館等出てきたんですけれども、この始良地区の総合体育館がこの総合運動公園整備事業に入ってるのか。入ってなければ、個別にどのような未償還が残ってるのか、お知らせください。

5点目ですが、年金受給者の1%削減によります影響額が7,384人、1億4,750万、約1億5,000万ぐらいの収入が減る、年金者は減るわけですけれども、これで市民税への影響が約880万ということなんですけれども、実質、この市民税の個人市民税を見ますと、100万の減になってるんですけれども、これは、ほかのところでもふえるから、100万の減になると思うんですが、そのふえるほうの理由についてお知らせください。

それから、固定資産税は1,743万1,000円の増ですが、この主な理由をお知らせください。

軽自動車税480万円の増の主な理由についてもお知らせください。

それから、ちょっと気になるんですけど、市たばこ税3,351万9,000円、結構ふえておりまして、総額で幾らですかね、3億9,958万5,000円というような、約4億円ぐらいのたばこ税になってるんですが、この増の要因についてお知らせください。

それから都市計画税は、わずかですが185万2,000円の増についてもお知らせください。

最後6点目ですけれども、人件費の減なんですけど、定年退職者等に伴う職員人件費の減額及び退職手当金の引き下げに伴う退職手当組合の負担金率の見直しによる負担金額の減額、それぞれ、これ幾らぐらいなのか。何人ぐらいなのかについてお知らせください。

それから、職員定数の減に伴う人件費とあるんですけれども、これは何人ぐらい職員定数が減っていくのか。そして何人ぐらい新しく採用されて、昨年度と比べて、実質的には何人ぐらい減っていくのか、そのあたりをお聞かせください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） それではお答えいたします。

ご質問のほうは、財政課のほうには4点ほどいただきましたので、1点ずつお答えしたいと思います。

まず、消費税の関係でございます。前年度と比較してということの質疑があったわけなんですけれども、実際、議員ご存じのように、平成26年度につきましては、骨格予算ということ。前年度と比較するのはちょっと難しいかなということで、一つ、5%と8%の違いで平成26年度の予算について、どれぐらい影響があるかということだけ、ご回答させていただきたいと思います。

今回の当初予算につきましては、今、市長のほうで、副市長のほうで答弁しましたように、6億1,500

万円ということで、8%の場合。消費税5%の場合は3億9,500万円になります。つまり、影響額としましては、2億2,000万ほどということで、ご理解いただければと思います。

続きまして、この地域の元気づくり推進費の関係でありますけれども、地域経済の活性化の成果ということで、どんな影響があったかということでございましたけれども、実際、今度の答弁でもありますように、内容につきましては、7月にならないとはっきりしない状況であります。ただ、この地域経済活性化の成果のもとになる数値。議員、今回の中でも製造品出荷額とかいうものも入れてらっしゃいましたけれども、ほかに農業産出額とか、交流業年間消費販売額とか、若年者就業率とか、事業者数、そういったもろもろの産業関係とか、雇用関係、それから1人当たり地方税収とか、転出者人口比率、その他ということで、これが地域経済活性化の成果という数値の中のものに入ってるということで、ご理解いただければと思います。

ほかには、行革努力の取り組みという中では、職員数の削減率とか、ラスパイレス指数、人件費削減率とか、経常経費の削減率、地方債現在高の削減率等の今まで数値を、それぞれ国のほうに上げた数値をもとにして算出するというものでございます。

それから、この公共施設の除去の関係ということでありました。主な施設等ということでございましたけれども、ここでも、答弁の中でもお答えしてまいりましたように、26年度で公共施設白書の作成に着手いたします。そして、ここにありますように、公共施設の総合管理計画、これをまずつくってから、どういうものかということで、議員、一つ提案の中にはございました吉田の処分場の関係、そういったもろもろ出てくるとは思いますけれども、今、この段階では、その計画に基づいてということで答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

それから、4番目の地方債の関係、始良の総合体育館ということでありましたけれども、この分については入っております。

以上でございます。

**○総務部長（屋所克郎君）** まず、税、市税の収入の主な増減理由につきまして、新築家屋の増加分等で、固定資産税、都市計画税は約1,900万円、それから市町村たばこ税率の引き上げによる増収分が約3,300万円、法人市民税が約490万円、自動車、軽自動車税が約480万円などの増がありますが、それから個人市民税につきましては、議員のほうで申されましたように、約100万円の減となっております。詳細につきましては、税務課長のほうに答弁をさせます。

それから人件費につきましては、総務課長のほうに答弁をさせます。

**○総務部税務課長（平田 満君）** 税務課の平田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質疑のありました個人住民税について、年金の1%の削減により880万円ほどの減が見込まれる中で、100万円にとどまると、ふえてる部分はということでございますが、いわゆる給与所得者等のいわゆる特徴事業、特徴義務者分の増を750万円ほど見込んでおりますので、その相殺でということでございます。

**○総務部総務課長（松元滋美君）** 総務課長の松元と申します。よろしくお願いたします。お答えいたします。

まず、減の要因ということで、まず退職等に伴う移動、これらに伴う減額というのが約2,500万円

でございます。また、退職手当金の引き下げに伴う退職手当組合費の負担金率の見直しに伴う減額が2億7,000万円。これは1000分比の、1000分の270から1000分の150へ、市町村総合事務組合のほうと協議の中で、長期展望に伴う形での負担率の改定でございます。

それと、何人減かということでしたが、今年度につきましては、退職予定者は18名、当初予算レベルの中では新規採用者を14名と見込んで積算しております。マイナス4名の減ということでございます。今後、この職員数につきましては、どのように採用について計画していくかということですが、これにつきましては、現在、定員適正化計画の中で、平成28年度に609名という目標を立てて計画しているところでございます。現在、当初計上レベルでは、615名ということになります。今後は、今後の退職者につきまして、平成26年度が20名、平成27年度が20名というふうに、20名前後の退職者が見込まれますので、この退職者の補充とあわせて、定員適正化計画の中で、適正な配置に努めたいと思っております。

以上です。

**○23番（里山和子君）** 市長にお伺いしますが、この解体撤去ですね、各部ごとに解体撤去をする予定の施設をご紹介くださいって言ったんですけども、今のところ、控えさせてくださいということですけども、政府が今回300億組んでるんですけども、まだ、大変、橋とか、道路とか、施設とか、いろいろ公共施設が50年、60年を迎えて、新築、改装しなければいけないところが大変全国的にも多いし、始良市も当然多いわけですけども、そういうものをできるだけ、政府の予算ももっとふやさなければいけないと思うんですけども、始良市でも整理して、できるだけ補助をもらえるようなものはどんどん計画して実施してもらいたいと思うんですけども、そのあたりについての考え方と、それから、この行革で非常に職員が減っていくわけですけども、例えば、今朝の議会、事務局でも、係を一つ、広報広聴係を置きたいんだけど、職員はふやせないというような議長の説明があったりしたんですけども、必要な仕事量はふえているのに、どんどん行革で人員を減らしていくということについて、市長の考え方を伺っておきたいと思っております。

**○市長（笹山義弘君）** 公共施設の今後のあり方ということにつきましては、まず第一に、安全安心を最優先させて整備をしていくということになろうと思っております。したがって、議員ご指摘の施設については、お隣の市の行政区域内にございますので、そことしっかり協議をしながら進めていきたいというふうに思います。

また、職員数のあり方と業務量のバランスをどうするのかということですが、これらについては、今後、いろいろと事務がふえてきておるのは事実でございます。それらの事務量の総体を見ながら、この組織のあり方ということも含めて、総合的に検討する必要があるというふうに思いますので、今後、そういう形で整備をしていきたいというふうに思います。

**○議長（玉利道満君）** これで里山議員の質疑を終わります。

次に、27番、吉村賢一議員の質疑を許します。

**○27番（吉村賢一君）** 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算について質疑いたします。

この8ページにあります債務負担行為の期限は指定の残り期間がそれぞれ異なるため、異なってい

るというふうに解釈してよろしいのか。それとも、賃借、施設によって異なる契約期間。例えば、1年、3年、5年といったふうに設定がなされているのかどうか。もし、異なるならば、その根拠は何か、質問いたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算についてのご質疑にお答えいたします。

債務負担行為の限度額の設定につきましては、平成26年度予算を除く、契約の終期までを設定するもので、議員のご質疑のとおり、契約の終期が異なることによるものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（玉利道満君） これで吉村議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第1号の質疑を終わります。日程第1、議案第1号 平成26年度始良市一般会計予算につきましては所管の各常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君）

日程第2、議案第2号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算

日程第3、議案第3号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算

日程第4、議案第4号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計予算

日程第5、議案第5号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算

日程第6、議案第6号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算

日程第7、議案第7号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算

日程第8、議案第8号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9、議案第9号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計予算

日程第10、議案第10号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算

日程第11、議案第11号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計予算

及び

日程第12、議案第12号 平成26年度始良市水道事業会計予算

までの11案件を一括議題とします。

これらの案件については、2月19日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。3名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） 議案第5号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算、333ページ、サービス給付費23億3,600万円は、施設の数、介護者の人数等はどのようになっているのか。要介護1から要介護5の内訳はどうなっているのか。

議案第12号 平成26年度始良市水道事業会計予算、8ページ、長期前受金戻し入れ額、減の6,756

万2,000円。

同じく 8 ページ、有形固定資産の取得による支出、減の 7 億1,092万8,000円。

同じく 8 ページ、投資活動によるキャッシュ・フロー、減の 6 億7,942万8,000円。

8 ページ、財務活動によるキャッシュ・フロー、減の7,866万9,000円のそれぞれの説明を求めます。

次に、大きく飛んで、34ページ。排水管整備事業 3 億4,491万5,000円。施設整備事業 2 億9,182万円の延長、場所、口径、その他工事の内容を説明してください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第 5 号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算についてのご質疑にお答えいたします。

施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、合わせて50施設、入所者数750人分を見込んでおります。

介護度別の内訳は、要介護 1 が70人、要介護 2 が80人、要介護 3 が150人、要介護 4 が210人、要介護 5 が240人と見込んでおります。

次に、議案第12号 平成26年度始良市水道事業会計予算についてのご質疑にお答えいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、先般の地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度の予算から新たに作成が義務づけられたものであり、前年度まで予算書に添付していた資金計画書にかわり、収入・支出にかかる現金の変動を見るものであります。

1 点目のご質疑についてお答えいたします。

従来、償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等について、貸借対照表上は、資本剰余金として資産に計上しておりましたが、新会計制度では、それらを長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することになりました。よって、お尋ねの6,756万2,000円は、平成26年度における補助金等で受け入れた固定資産にかかる減価償却予定額で、予算書の27ページにありますように、営業外収益として収益化を予定しているものであります。

2 点目と 3 点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

投資活動によるキャッシュ・フローのうち、有形固定資産の取得による支出は、平成26年度予算第 4 条による資本的支出予算の建設改良費の予定額 7 億6,531万8,000円から仮払い消費税分を差し引いた 7 億1,092万8,000円であります。この額から繰入金、工事負担金及び補助金等の長期前受金清算額を差し引いた 6 億7,942万8,000円を固定資産の取得にかかる投資活動に伴う資金の減少額として、見込んでおります。

4 点目のご質疑についてお答えいたします。

財務活動によるキャッシュ・フローは、業務活動や投資活動を維持するために、どのように資金を調達、返済したかを示すものであります。これにより、平成26年度における資金の調達として、企業債 1 億2,000万円を予定しており、資金の返済は、企業債償還金とリース料の支払い額、合わせて 1 億 9,866万9,000円を計上し、財務活動としては、差し引き額7,866万9,000円の資金の減少を見込んでおります。

なお、全体から見た平成26年度末の資金は、積極的な投資活動により、年度当初から 1 億2,158万

3,000円の減少を見込み、26年度末の資金残高を10億5,280万7,000円と予定しております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

配水管施設整備事業の内訳は、配水管新設工事が、市道始良駅前通り線、口径75mm、延長200m。市道仮屋園線、口径50mm、延長112m。県道蒲蒲生線、口径100mm、延長1,700m。県道伊集院蒲生溝辺線、口径75mm、延長600m。中迫配水池送配水管、口径250mmと口径350mm、延長595mの5路線の延長3,207mであります。

また、配水管布設がえ工事が、市道新町港町線、口径75mm、延長360m。市道上ノ上梅山線、口径75mm、延長300m。市道森船津線、口径100mm、延長110m。市道森上線、口径50mm、延長220m。市道春花脇之村線、口径50mm、延長500m。市道船津公民館線、口径50mm、延長200m。市道西反土線、口径50mm、延長200m。市道明神須崎線、口径50mm、延長112m。市道下久徳船津線、口径100mm、延長350m。県道十三谷重富線、口径75mm、延長230m。市道岩原本通り線、口径100mm、延長800m。市道合庁北通り線、口径75mm、延長350m。白金原踏切下、口径100mm、延長21m。市道塩入線、口径75mm、延長512m。市道天神前線、口径75mm、延長210m。市道上浜線、口径150mm、延長300m。市道駅前大通り線、口径100mm、延長190mの17路線、延長4,965mを計画しております。

なお、新設、布設がえの22路線を計画しておりますが、今後、県・市等の道路改良及び舗装工事等の施工箇所により、路線を変更することがあります。

次に、施設整備工事の内訳は、加治木地域取水井戸削井工事、蒲生残塩局設置工事、青葉台配水池緊急遮断弁設置工事、重富配水池造成工事、蒲生中迫配水池築造に伴う電気計装設備工事、米丸上地区給水区域拡張工事、山元水源取水代替施設改修工事、船津浄水場覆蓋設置工事の8件を計画しております。

以上、お答えといたします。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩をします。午後は13時からといたします。  
(午前11時55分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後0時57分開議)

○議長（玉利道満君） 質疑を続けます。田口議員の2問目の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） まず、議案第5号について、大体、この回答で理解できましたが、この介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、これを合わせて50施設、入所者数750人分を見込んでおりますというふうに答弁がありますが、これは26年度の実態だと思うんですが、25年度当初に比べて、どうなのか。

その次の介護度別の内訳は、要介護1が70人、要介護2が80人、要介護3が150人、要介護4が210人、要介護5が240人を見込んでいるということですが、介護を受ける人、私の母も今97歳、叔母は88歳で、この特別養護老人ホームにお世話になっているんですが、この要介護1から要介護5までの人数がここに明らかになっておりますけど、この数字は年々、この要介護1から要介護5はふえてい

くというふうに、私は素人考えで考えているんですが、実態はどうなんですか。ふえていくのか、減っていくのか。議案第5号では、それをお尋ねします。

それから議案第12号で、水道事業会計の件で、答弁で、こういう答弁がありました。市道仮屋園線、口径50mm、延長112mとなっていますが、この市道仮屋園線は、私のすぐ近くで、原方に建設予定の道路だというふうに認識しておりますが、これは水道管は、50mmが延長112m、布設、26年度で布設されるという答弁ですけど、土木のほうは、これはもう前から懸案になっていますよね。土木のほうは、道路の築造は、26年度、今度は間違いなく工事が進むのか。そして、二、三の地権者と、地権者の代表者が死亡されて、それが進んでいないということでしたが、地権者との交渉はもう終わったのか。

以上を土木のほうにお尋ねをいたします。

それから水道のほうですけど、この予算書を見てみれば、キャッシュ・フローとか、いろいろ、この26年度は大幅に用語が変わってきているというふうに、私は理解に苦しむわけですけど。

まず1点目は、キャッシュ・フローとは、どのようなことか、簡単に説明をしてください。

それから2つ目に、市道森上線ってありますが、これはどこですか。

それから3つ目、重富配水池造成工事というのがありますが、大体、私は、これも、もう一般質問もさきの昨年の議会でしましたので、大体の場所はわかっています。また、そこにも行って見ましたけど、その造成地の配水池の位置、そして、いつ供用開始になるのか。それが3点目。

それから、船津浄水場にふたをかぶせるという工事が出てきておりますが、「ふくがい」というふうに仮名が振ってあります。この船津浄水場覆蓋工事をすることによって、さきに同僚議員が一般質問されたと思うんですが、テロとか、道路から、こうした何か薬物でも投げ入れたら危ないということですから、そういうような危険が防げるのか。

それから、そういうあれですけど、施設の覆蓋工事の施設の構造、どのようなことを考えておられるのか、説明してください。

**○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君）** 2点ほどいただきました。お答えいたします。

まず、入所者数の750人、これは現在と比較するとどうかということでございますが、現在、手持ちの資料では、今のところ、合わせて約720人の方が施設に入っておられます。それで、この26年度につきましては、以前からお話ししていますように、35床を今特別養護老人ホーム増築といいたまうか、ふやす工事等に市内の事業所のほうで、今、工事が始まっておりますので、その35人のうちの30人程度が市民の方というか、被保険者の方になろうかと思って、750という数字が見込んでおります。

それから要介護1から5の数の方、要介護の認定者が今後増加するのかということでございますが、今、先ほど副市長の答弁にありました、この要介護1の内訳といたしましては、その750人分の内訳でございまして、現在、認定者の数は3,613人ということで、高齢者人口、65歳以上の高齢者人口のうちの17.4%という認定率となっております。

今後、いわゆる団塊の世代の方々が2015年ないしは2025年に65歳以上、それから75歳以上になるということで、昭和32年には始良市で65歳以上の方が2万3,574人になるのではないかと推計のあれも——すいません、平成ですね。すいません。平成32年には2万3,574人になるという推計も出ておりますので、現在の2万755人、比較すると高齢者の数もふえていく。あわせて、認定者の数も

ふえていくと、そういうふうには推測しております。

以上でございます。

**○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君）** 仮屋園線の現在の状況についてお尋ねでしたが、現在、仮屋園線につきましては、用地の交渉を行っているところでございます。この用地交渉が整いましたら、工事のほうに入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○水道事業部長（富永博彰君）** お答えします。

4点ほどご質問がありましたが、まずもって、キャッシュ・フローにつきましてですけれども、これは先ほど副市長のほうから答弁がございましたように、損益計算書、それと貸借対照表、これは毎年皆さん方に予算書の中で掲げてあるわけですが、その内訳の中で、資金の出入りが情報を開示するものであるということで、新しい法の改正になっております。貸借対照表の資産のうちの現金預金があるわけですが、これの1年間の経営活動では、どのような動きをしたかというものが一番主でございます。内訳としましては、答弁の中にもありましたように、副市長の答弁にもありましたように、詳しく答弁いたしましたけれども、予算書の8ページに記載をしてございますけれども、大まかなのは、この業務活動、あるいは投資活動、あるいは、この財務活動という3つのパターンに分けてのキャッシュ・フローが明記してございます。

質疑の詳細につきましては、この後、管理課長のほうから説明をいたします。

また、市道森上線、それと重富配水の造成工事の位置とか、場所等ですが、それやら船津浄水場の覆蓋設置の工事につきましての内訳、それと構造的なものにつきましては、次長のほうから答弁いたします。

**○水道事業部次長兼施設課長（武田俊郎君）** 施設課長の武田です。よろしく申し上げます。

まず最初に、市道森上線はどこかということですが、場所は、ショッピングセンターイオンと国道10号との間、及び県道下手山田帖佐線の東側にある市道の1路線でありまして、消火栓の安定水量を確保するために、延長220mの口径50mmの排水管を75mmに変更するものであります。

2点目の重富配水池造成工事について、どこに設置するのかと、配水池をどこに設置するのかということですが、それは林道岩剣線沿いの標高75m程度のところを現在考えております。

供用開始はいつかのご質問ですが、今年度基礎調査をいたしまして、配水池設置場所を決定し、26年度に実施設計を委託した後に配水池敷地造成基礎工事等を実施しまして、27年度から29年度の間に配水池築造工事、送配水管布設工事及び電気計装設備等の施設整備を行い、29年度末の供用開始を考えております。

もう1点が、船津浄水場覆蓋設置工事についてでありました。これにつきましては、12月議会で同僚議員よりご質問いただきましたが、この工事で何が解消できるかというような質問だったと思います。現在、船津浄水場周辺には、高さ1.9mのフェンスを設置するとともに、防犯カメラ、それから監視センターを24年度、25年度に設置しまして、また民間の警備会社による24時間体制の監視を行っております。

なお、水質につきましては、メダカによる生物監視装置を設置しまして、監視を行っております。

これらにより、侵入するあらゆる物体の監視をするシステムは十分達成されていると思いますが、場外からの毒物等の投入などのテロ対策については、まだまだ不十分であると認識しています。

このような理由で、重要な課題だと受けとめ、覆蓋設置の予算を計上いたしました。

また、さらに身近な問題として考えられるのは、桜島の火山活動です。による降灰対策についても必要な施設であると考えております。

もう1点がどんな構造かということでした。そこにつきましては、現在、船津浄水は原水をろ過する施設が何の覆いもなく露出しています。その露出している部分に、FRP、合成樹脂製のふたで施設を覆う構造を考えております。この覆蓋施設は鹿児島市の水道施設も使用されており、パネルロック式、鍵式となっており、誰でもふたをあけられるものではなく、耐久性にもすぐれていることから、この施設を整備したいと考えております。

**○水道事業部管理課長（脇 義朗君）** 水道事業部管理課の脇です。よろしくお願いたします。質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、平成26年度の当初予算から地方公営企業の会計制度の大幅な改正によりまして、予算書の様式、それと添付資料、それと勘定科目などが大きく変わっておりまして、耳なれない言葉がたくさん出てきているかと思えます。

その中で、ご質問の予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、部長の答弁にもありましたように、これは一会計期間における現金預金の増加及び減少を見るものであります。貸借対照表と損益計算書では、一会計期間のキャッシュ・フロー、すなわち、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが把握できないため、これらの財務諸表にあわせて、キャッシュ・フロー計算書の作成が新たに義務づけられたものでございます。

このキャッシュ・フロー計算書を見てみますと、最後の資金、期末残高が10億5,280万7,000円となっており、この額が予定貸借対照表の現金預金の額と一致するということになります。

以上でございます。

**○5番（田口幸一君）** 先ほど建設部次長、土木課長の岩穴口さんのほうから、まだ土木のほうでは地権者との交渉が二、三残っているという答弁でしたが、そこで水道事業部にお尋ねいたします。地権者との交渉がまだ残っているちゅうことは、市道仮屋園線の線引きというのは、幅員が幾らで、延長は幾らで、ここ出ていましたけど、その道路の形は、地権者との交渉が二、三、残っているという答弁でしたが、そこに配水管を26年度に布設されるのですか。するということで、口径が50mmで、延長112m、それを再度お尋ねをいたします。

そして、最後に、今、脇課長が答弁されました。この答弁の一番後ろのところ、26年度末の資金残高を10億5,280万7,000円と予定しておりますと、こういう答弁、回答書になっておりますが、そこでお尋ねをいたします。こんなにたくさんのお金、現金預金があるわけですよね、26年度末には、26年度末の純利益も2億4,400万ということで予算書には計上されておりますが、始良市水道事業出納取り扱い機関の取り決めはどのようになっているのか。現在、私は、農協がその出納取り扱い機関というふうに認識をしておりますが、その前は鹿児島銀行だったと思えます。このことは、入札とか、その他の方法で決定まで至るにはどのような、方法はどのようになっているのか。

今度は、一般会計のほうにお尋ねをいたします。

水道事業はわずか10億幾らがこういう、だけど、市民税とか、固定資産税とか、軽自動車税、その他の体育館とか、そういうところの指定管理になっていないところの使用料、これは何十億というふうに、私は踏んでおるんですけど、今、水道事業のほうにお尋ねいたしました。そのことについて、一般会計はどのようになっていますか。

○議長（玉利道満君） 絞って尋ねてください。一般会計は除いて。（「まず、水道事業部のほうから答えてください」と呼ぶ者あり）

○水道事業部長（富永博彰君） 流動資産の件だと思います。10億528万7,000円の件ですが、これについてと、出納取り扱いの金融機関。一般会計で言えば、指定管理者の指定金融機関の件だと思いますけども、取り決めについては担当課長のほうから説明します。

それと仮屋園線の配水管の布設につきましては、次長のほうから説明いたします。

○水道事業部次長兼施設課長（武田俊郎君） 仮屋園線の実際26年度やるのかどうかということですけど、用地交渉が終わった段階で着手します。先ほど副市長のほうからの説明の中にさせていただいたんですが、新設、布設が22路線を計画しておりますが、県・市道等の道路改良及び舗装工事等の施工箇所に路線を変更することがありますということで、路線を変更することになります。

○水道事業部管理課長（脇 義朗君） お答えいたします。

まず、26年度末の現金預金10億5,280万7,000円ですが、これを次年度末の現金預金はこのような数字になっておりますが、現在の、先月2月末の資金の管理状況をちょっと申し上げてみたいと思います。

預金のうち、定期預金が農協に3口12億円を保有しております。普通預金に農協をはじめ市内の金融機関などに4億6,930万9,073円を預け入れ、窓口のつり銭やほかの現金18万9,542円を水道事業部内の金庫にて管理をしておりますが、ご質問の、出納取り扱い金融機関についてのご質問についてお答えいたします。

水道事業会計では、地方公営企業法第27条、ただし書き、ほかの規定によりまして、あいら農業協同組合を出納取り扱い金融機関として指定をしまして、契約を取り交わしているところでございます。この契約書の契約期間の条項では、契約期間の有効期間を1年と定めまして、期間満了前に双方が別段の意思表示をしないときには、さらに1年更新することとしております。

契約者につきましては、出納取り扱いの事務に関しまして、今まで何の支障もなく、順調に行われているのが現状であることから、この条項を適用しまして、合併時から今日に至るまで、継続して契約を締結しているものであります。

それから、指定に至る経過を見ますと、公金取扱所の開設時間等による窓口利用者の利便性や収納手数料の負担軽減など、慎重に検討を重ねまして、十分な熟慮によりまして決定されたものでありまして、また水道事業部では、地方自治法で規定された指定金融機関である、あいら農業協同組合に簡易水道や下水道の使用料などの出納事務も取り扱わせており、上水道も同一の金融機関とすることで、事務の効率化が図られるということも指定の大きな要因となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで田口議員の質疑を終わります。（「議長、こっちの」と呼ぶ者あり）  
次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。（「一般会計のほうの答弁はないですよ」と呼ぶ者あり）質疑外。

○24番（堀 広子君） 議案第2号の始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算の質疑を行います。  
国民健康保険税が前年度と比較いたしまして、810万円減になっております。この減額の理由は何  
かお伺いいたします。

議案第4号の後期高齢者医療特別会計の予算について質疑いたします。保険料は前年度と比較いた  
しまして、5,673万円増額になっています。その理由を伺います。

また、保険料改定の年であります。改定の内容と影響はどのようになるか、伺います。

保険料は2年ごとに改定されてきておりますが、高齢者の負担率は、平成20年度からどのような推  
移になってきているのかを、以上お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長が答弁いたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第2号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について  
のご質疑にお答えいたします。

国民健康保険税は、前年度等の調定額から推測した調定見込み額に徴収率を乗じて計算しておりま  
す。平成25年度は、当初予算計上額15億610万円から第2回補正予算にて500万円減額した15億110  
万円が最終の予算現額となっております。

平成26年度の当初予算計上にあたりましては、25年度の経緯を踏まえ、実績数値である25年度の  
最終予算と同規模の予算計上としたことにより、減額となったものであります。

次に、議案第4号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計予算についての1点目と2点目のご  
質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

保険料の増額は、2年ごとの保険料改定により、平成26年度から均等割額が4万8,500円から3,000  
円増額の5万1,500円に、所得割は9.05%から0.27%増率の9.32%に改定されたことによるもので  
あります。

県後期高齢者医療広域連合の試算によりますと、改定により保険料軽減を加味した1人当たりの年  
間保険料は県平均で4万8,455円となり、平成25年度の4万7,006円と比較し、1,449円の増額となる  
見込みであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

これまでの推移につきましては、均等割が平成20年度から23年度までは4万5,900円、24年度から  
25年度までが4万8,500円となっております。

また、所得割は、平成20年度から23年度までが8.63%、24年度から25年度までが9.05%となっ  
ております。

なお、保険料は2年ごとの改定となっておりますが、平成22年度から23年度分は据え置きとなった  
ため、改定はありません。

以上、お答えといたします。

○24番(堀 広子君) 国保税から質疑させていただきます。

保険税についてですけれども、2014年度は社会保障関係が改定されているわけなんですけど、2014年度から応益割の5割軽減、2割軽減の、今回、この対象者拡大がなされたところでございますけれども、この対象者が何人ぐらいいらっしゃるのか。それから保険料の賦課限度額がこれも改定になっておりますが、これも対象となる方がどのくらいいらっしゃって、これを超える人がどのくらいいるかもお尋ねしておきます。

○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君) 今のご質問につきましては、担当課長が答弁させていただきます。

○市民生活部保険年金課長(松林洋一君) 保険年金課の松林でございます。答弁をいたします。

まず、軽減世帯の関係でございますが、軽減には、2割軽減、5割軽減、7割軽減の3種類がございます。平成25年度の2割軽減が1,602世帯、5割軽減が718世帯、7割軽減が3,822世帯でございます。

それから限度額の超過でございますが、限度額の超過につきましては、平成25年度までは77万円が限度超過額でございます。これを超えるものについては、世帯につきましては、それ以上の課税ができないということになっております。その数につきましては、すいません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君) お答えします。

平成25年度までの課税限度額につきましては77万でしたが、平成26年度からは、これは、まだ条例改正をしてませんが、見込みとして、81万になっております。

以上でございます。

○24番(堀 広子君) 先ほどご答弁いただきました応益割の件ですが、7割、5割、2割の軽減の対象者はわかったんですが、今回、改正が行われる5割と2割の軽減措置が拡大されることになりませんが、これの対象は何人ぐらいいらっしゃるのかということと、それから後期高齢者のほうに入りますが、これも同じように、今回、保険料軽減の対象を拡大するという事で、この件が今回の当初予算に反映されての予算になっているかと思えます。この均等割が、7割、5割、2割、その7割の中に、9割、8.5割の軽減がございますね。この2割ありますが、その中で、まず2割軽減の拡大、この方々の対象者が何人いるのか。そして、また、これは何を基準に拡大するのかですね。

以上、お尋ねいたします。

○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君) お答えします。

後期高齢者の2割軽減につきましてはの拡大の件ですが、平成25年度までは、35万円掛ける被保険者の数ということで、軽減の数を出しております。

それから26年度につきましては、この35万が45万になって、被保険者の数ということでございます。被保険者の数については、担当課長に答えさせていただきます。

○市民生活部保険年金課長（松林洋一君） 後期高齢者医療関係の軽減につきまして、25年度と26年度  
のですね、26年度は当然見込みということになりますけど、25年度が、2割軽減が764人ですが、  
26年度見込みでは862人ということで、98名の増加ということになるかと思います。  
以上でございます。

○議長（玉利道満君） 続けて。

○市民生活部保険年金課長（松林洋一君） 何を基準にということでしたが、先ほど次長のほ  
うから答弁ありましたように、25年度までは2割軽減は、33万円足す35万円掛ける被保険者の数と、  
この以下の方が2割軽減ということになっておりましたが、平成26年度からは33万円に45万円掛け  
る被保険者の数が、これ以下の所得でございますと2割軽減にかかるというようなことになろうかと  
思っております。  
以上です。

○議長（玉利道満君） これで堀議員の質疑を終わります。  
次に、27番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○27番（吉村賢一君） 議案第12号 平成26年度始良市水道事業会計予算について、質疑いたします。  
質疑の要旨、予備費100万円とありますが、2月10日に生じた新生町の漏水による補償などは、こ  
の程度で大丈夫なのか。なぜなら、既に3度目の事故と聞くことから、新生町内の異なる場所での再  
発生が、また予想されるのではないだろうか。  
以上、質疑します。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長が答弁いたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第12号 平成26年度始良市水道事業会計予算についてのご質疑にお答え  
いたします。

配水管の漏水事故等により、多額の補償が必要となったときの予算経理であります。公営企業で  
は地方公営企業法施行令第18条第2項において、企業性を発揮させるための措置としまして、予算外  
の支出を必要とするときは管理者限りでの流用の権限が大幅に認められております。このため、予算  
に不足が生じた場合、まず不用額が見込まれる科目から流用し、それでも不足する場合に予備費から  
充用することになりますが、配水管漏水による補償費などの経常経費は予算第3条の収益的支出予算  
の予備費300万円から充てることになり、これらのことを考慮しますと、予備費の額としましては妥  
当なものと考えております。

また、水道事業ではご設問のような水道による重大な損害事故に備え、日本水道協会の水道賠償責  
任保険に加入しており、多額の補償を要するような不測の事態においても、補償額の負担軽減となる  
ような措置を講じているところであります。

以上、お答えといたします。

○27番（吉村賢一君） 再質疑いたします。

このような事態が再三起きるようなことになると、非常に新生町の住民として、あるいは、ほかの地域でもそういったのがあるとすれば、非常に困ることです。

ちょっと現場を私も見させていただいたんですが、材質的に塩ビでつくって、いわゆる管が埋めてあったわけなんです、他の町とありますが、加治木町以外の始良町、あるいは旧蒲生町ですね、そういったところでは、どのような材質、工法でやっておられたのか。そういったところをお聞かせいただきたい。

それから、この際の費用はどの程度、要したのか、必要とされたのか、それもあわせてお願いします。

それと、あと、漏水に対する補償費、今回の場合はどの程度を見込まれておられるか。その算定の仕方とかはどういうふうになっているか、お示してください。

それと、こういった管工事が過去何十年か前になされたわけなんです、これをやり直すとしたら、費用的なものとか、あるいは、工事的な、工事の期間、どの程度、想定されるのか。また、今後、どういうふうに、この改良工事を行われる予定か、お示してください。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

私のほうから、補償費の件と、今後の対策という形になろうかと思えます。その件を答弁いたします。

今回の新生町の件につきましては、漏水事故に対する水道料金の減免というのがあるわけですが、現在、かねての使用料の変化のあった増量ですね、非常に赤水が出たときに、水を出してくださいという広報もいたしました。赤水が減るまで、きれいな水が出るまで、水を出してくださいと。そういった中で、来月度の徴収のときまでに、水の多かった、大量に使った世帯、あるいは地域を調査した上で対処したいと考えております。

また、機械機器、いわゆる給湯器設備等に影響があったところなんかにつきましては、その都度、補償できる範囲で対処したいと考えております。

漏水当時は、水の需要のお願いにつきましては、連絡を受けた地域住民の方々、また事業所等につきましては、給水車あるいは給水袋を配布いたして対処いたしたところです。

今後の対策につきましては、現在、今、調査をいたしております。配水管の埋設は、議員もご承知のとおり、40年に達する、到達する配水管、あるいは30年から40年にもなっている、経過をしている配水管と、さらに、特に漏水箇所が一番多い地域、この辺も今現在、再度、箇所とか、距離等、調査をいたしております。この調査の結果を踏まえて、配水管の布設におきますその地域の土地の土質とか、あるいは交通量、非常に交通量が多いところに対しましては配水管に非常に重圧がかかりますので、そういったところなどを調査いたしまして、その旨にかかわる工事費を算出します。そしてまた優先順位ちゅうか、そういった先行的にやる場所等を考慮しまして、今後、計画的に配水管の布設がえを実施したいと考えております。

あと、3点につきましては次長のほうから答弁いたします。

○水道事業部次長兼施設課長（武田俊郎君） 工事費が幾らかかったのかということですけど、約80万

程度であります。それと蒲生、始良地区で、同じような、あそこは150でしたけど、VP管を使っているかという質問ですけど、同じように、水道指針、設計指針の中で、外圧、水圧に対する安全性を確保した段階で、蒲生、始良もVP管を使っている現状にあります。

それと、今後につきましては、やはり、40年、耐用年数が過ぎた分については、40年ごとに変えるということになると思います。また、漏水箇所の多いところにつきましては、40年たってなくても、達してなくても、配水管を入れることになると思います。

ちなみに、現在、配水管については、配水管、送水管については、150以上につきましては、ダクタイル鋳鉄管、始良市になってからはダクタイル鋳鉄管を主に使うというふうに、管種の設定方法を決定しております。

以上です。

○27番（吉村賢一君） 今、部長のほうから、いろいろ施設の地域における土質の状況、あるいは交通量を鑑みて、今後の配水の計画と申しますか、配水管の布設がえの計画等を練るということでございますが、ある程度の目標年次というものが、これは正確にはなかなか言えないと思うんですが、例えば、10か年計画で考えていくとか、そういったような目標ちゅうのは、お考えじゃないでしょうか。

○水道事業部次長兼施設課長（武田俊郎君） 水道料金の関係等がありますので、資本的支出を約5億円使おうと考えております。5億円の範囲内で施設の整備、それから老朽管、配水管の新設ということにしておりますので、40年たてば、全てがまた耐久化になってきますので、目標年次としては、何年度までというものを設定しておりません。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで吉村議員の質疑を終わります。

以上で、日程第2、議案第2号から日程第12、議案第12号までの一括質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、先日配付いたしました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君）

日程第13、議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件

日程第14、議案第15号 始良市子ども・子育て会議条例制定の件

日程第15、議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件

日程第16、議案第17号 始良市地域活性化住宅条例制定の件

日程第17、議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件

日程第18、議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件

日程第19、議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件

日程第20、議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件

日程第21、議案第22号 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例及び蒲生町における旅館建築及びカラオケボックス設置の規則に関する条例を廃止する条例の件

日程第22、議案第23号 蒲生町空き家リフォーム転貸事業の実施に関する条例を廃止する条例の件

- 日程第23、議案第24号 始良市消防手数料条例の一部を改正する条例の件  
 日程第24、議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件  
 日程第25、議案第25号 市道路線廃止の件（帖佐駅前～東原線）  
 日程第26、議案第26号 市道路線廃止の件（湯尻2号線）  
 日程第27、議案第27号 市道路線認定の件（菅原線）  
 日程第28、議案第28号 市道路線認定の件（錦原団地北線）  
 日程第29、議案第29号 市道路線認定の件（帖佐駅前西線）  
 日程第30、議案第30号 市道路線認定の件（湯尻2号線）  
 日程第31、議案第31号 市道路線認定の件（加治木養護学校前線）  
 日程第32、議案第32号 市道路線認定の件（下深田北線）  
 日程第33、議案第13号 専決処分について承認を求める件（始良市牛舎整備資金貸付基金条例等の一部を改正する条例）  
 日程第34、議案第33号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第11号）  
 日程第35、議案第34号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）  
 日程第36、議案第35号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）  
 日程第37、議案第36号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
 日程第38、議案第37号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）  
 日程第39、議案第38号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）  
 日程第40、議案第39号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第41、議案第40号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
 日程第42、議案第41号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第2号）  
 日程第43、議案第42号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

及び

- 日程第44、議案第43号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

までの32案件を一括議題とします。

これらの案件については、2月19日の会議で、提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、4名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） この議案第13号専決処分、これはもう違うんですか。書いてあるんですけど。

この発言通告書の一番前に書いてあるんですが、これは違いますか。（発言する者あり）

議案第13号 専決処分について承認を求める件。改正により影響を受ける対象者は何人か。

議案第14号始良市中山教育振興基金条例制定の件。

- （1）3,900万口から得られる収益金は幾らか。
- （2）3,900万口の債券ファンドは、お金に換算すると幾らになるか。
- （3）理数系教育となっているが、市内小中学校の教育課程はどうなっているのか。

議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件、対象となる定住促進住宅には児童生徒は何人いるか。

議案第18号 始良市住宅条例等の一部を改正する条例の件、条例を改正することにより、今後、家賃の滞納はどのように推移すると考えているのか。

議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件、どのように利用料を設定したのか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第13号 専決処分について承認を求める件（始良市牛舎整備資金貸付基金条例等の一部を改正する条例）についてのご質疑にお答えいたします。

今回の一部改正は、延滞金の割合の特例について市税条例との整合性を持たせるため、その割合を引き下げるものでありますが、各々の条例の規定どおりに納付されれば、延滞金は発生しないため、改正による影響は予測しがたいところであります。

参考までに、一部改正条例にかかる平成24年度の延滞金徴収実績で申し上げますと、延滞金を徴収した対象者数は、介護保険料が27人、後期高齢者医療保険料が16人となっております。

なお、その他の延滞金の徴収はありませんでした。

次に、議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

現在、始良市の定住促進住宅に入居されている児童は27人、生徒は4人の中学生と3人の高校生で、合計34人です。

そのほかに、未就学児57人が入居しております。

次に、議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

今回の条例改正は、既存条例の始良市営住宅条例、始良市単独住宅条例及び始良市特定公共賃貸住宅条例におきましても将来的に指定管理者による管理ができるよう改正するものであり、指定管理者による管理をすることにより、民間の機動力を生かした迅速な対応、情報の提供などにより、家賃の収納状況が改善されていくものと考えております。

平成25年度は、現在、滞納繰越しが少なくなるよう徴収努力を継続しているところであります。今後、悪質な滞納者には、住宅の明け渡し勧告や法定措置等を行い、滞納繰越額の減少に努めてまいります。

次に、議案第20号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

使用料の設定につきましては、1時間あたりの電気使用料や施設の耐用年数及び類似施設の使用料を参考にして算出しております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

合計3,900万口の分配金の内訳は、DWS欧州ハイ・イールド債券ファンド、ブラジルリアルコースが2,200万口で月額28万6,000円、野村米国ハイ・イールド債券投信、オーストラリアドルコースが1,700万口で月額34万円となります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

直近の基準価格は、DWS欧州ハイ・イールド債券ファンド、ブラジルリアルコースが1万口当たり5,935円ですので、1,305万7,000円。野村米国ハイ・イールド債券投信、オーストラリアドルコースが1万口当たり1万581円ですので、1,798万7,700円の合計3,104万4,700円となります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

中山教育振興基金は、理数系教育の振興を狙いとして設立しようとするものであります。特に理数系教育に焦点を当て、科学に関する講義や科学に関する施設を見学する「サイエンスリーダー養成講座」や日常生活に関連した楽しい実験を行う「科学の祭典」、大学関係などの専門講師を招聘し理科の実験方法を学ぶ「理科実験指導法研修会」、市内2つの学校を指定し、理科の指導法の研究に取り組ませる「サイエンススクールモデル実践研究事業」などを計画しております。

以上、お答えいたします。

**○5番（田口幸一君）** もう理解できましたので、議案第14号についてだけ質疑を行います。

この始良市中山教育振興基金条例の第2条の第3項に「基金の運用から生ずる収益金」となっております。ただいま市長が答弁してくださいました、この合計が3,104万4,700円となりますとありますが、この3,104万4,700円から、幾らのですね、これは今のところ、どこに、どういうふうにして、基金として預ける予定なのかわかりませんが、幾らのこの基金の運用から生ずる収益金を見込んでおられるのか、それが第1点。

それから、この答弁の後ろから3行目の「市内2つの学校を指定し」て、この2つの学校は、どこどこを予定しておられるのか。

それと、この中山氏という方は素晴らしい方だと思います。私は、中山昭氏は、現在、どこにお住まいで、このファンドを投資しておられるわけですから、国際人かなと思っておるんですけど、中山昭氏は、現在、どこにお住まいで、どのような仕事をしておられるのか。投資をしておられるちゅうことですが、以上、お尋ねいたします。

**○教育長（小倉寛恒君）** まず、中山氏について、まずご説明いたします。

一昨年3月に加治木中学校に太陽光発電をご寄附をいただいた方でございます。終戦直後、加治木中学校でしばらく教鞭をとられたと、そういうご縁でご寄附いただいたんですが、その後、山口県の下関で長府工産という企業を立ち上げて、そして財をなしたということで、現在は会長職でお務めですけど、当初、下関市でいわゆる理科振興の財団をつくりたいということで、その後、電話や手紙でやりとりしてたんですけども、そういうことで、下関市だけじゃなくて、始良市もゆかりの地でありますので、何がしか、理数教育の充実に力を入れておりますのでということでお願いしたら、じゃあ、ファンドをやろうということで、ファンドを今回いただくということになりました。

**○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君）** 収益金を幾ら見込んでいるかということでございますが、この基金条例の中の第2条（1）、（2）、それぞれブラジルリアルコースとオーストラリアドルコースがあります。今の教育長、お答えいたしましたとおり、投資信託なので、日々基準価格は変わってまいります。それは毎日の新聞の株価欄のほうにオープン投信の基準価格が載ってますが、上位300社の中に、この2つも入っております、それで確認できます。

今、教育長、お答えしましたのは、直近の基準価格で行きますと、このブラジルリアルコースであ

れば、2,200万円掛けるその直近の基準価格で千何百万と。オーストラリアドルコースであれば、直近の基準価格掛ける幾らということで、お答え申し上げました。

毎月分配型でありますので、毎月それぞれ30数万円、ブラジルレアルのほうについては、28万ちょっと、それが毎月、今、入ってきてるといような状況になってます。それを合わせた基金ということで取り扱ってます。年間大体750万円ぐらいということでございます。

以上です。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

先ほどのサイエンススクールモデル実践研究校ですけれども、柁城小学校と重富小学校の2校でございます。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、鮫島次長が答えてくださいましたが、理数系教育といえば、私は、中学校とか、高等学校が該当するのかなあって。今の答弁の中に一つは、柁城小学校というふうに答弁されましたよね。そのいきさつを教えてください。

小学校で、そういう理数系のそれがどういうふうに考えて、いや、こうなんだということを説明してください。

それと、今、外山次長が答えられましたが、毎月変動するということで、このオーストラリアドルコースが月額34万円、それから、そのファンド、ブラジルレアルコースが月額28万6,000円ということで約750万ということですけど、このオープン投信は、私は見ておりますが、毎日こうして変動しますけど、変動するところに基金として、どのように、収益金を活用するわけですから、もう少し、そこを詳しく説明をしてください。

以上です。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

まず、サイエンススクールモデル実践研究校の指定でございますけれども、これは市内の小中学校に募集をかけました。そして、この募集をかけて、中山教育振興基金活用委員会、このメンバーが小学校校長代表、それから中学校高校代表、学識経験者ということで、高校の理科の教員、それから元中学校の校長で県立博物館に勤務されていた方々をお呼びいたしまして、その研究内容、具体的な進め方、計画等について審査を行いました。それが先週ございまして、その審査の結果、柁城小学校と重富小が決定したわけでございますけれども、その柁城小学校の決定の理由というのが、ここは、とにかく理科好きな子どもを育成しようということで、柁城リトルサイエンステイスト育成プランとルーペ大作戦、これは子どもたちに虫眼鏡を配布して、それで身近なそういった科学の芽を育てようという計画。それから問題解決の能力を育成する理科授業の研究、それから知的好奇心、探究心を育てる、今、あんまりないんですけど、理科クラブの創設、それから理科の日を創設して、理科研究の仕方とか、理科観察記録の仕方など、地域の外部の講師を呼んでやっていきたいというような、そういった研究実践内容がありました。

それから重富小学校のほうは、重富海岸や地域の豊かな自然を活用して、自然に触れ、自然を大切に育てる子どもの育成をテーマに掲げまして、サブテーマとして、自然あふれる学校環境を生かしながら

ら理科好きな子どもを育てると。それぞれ2つの学校の特色ある理科好きな子どもを育てる計画が提出されて、この2校に決定したわけでございます。

以上です。

○**教育部長（小野 実君）** ご説明申し上げます。

まず、この信託関係でございます。中山先生から、もともと先生のほうが信託銀行のほうに預けてた投資、株券みたいな形ですね。これを始良市のほうに寄贈をするということでしたので、最終的に、基本的には10年間を基準にやっておりますので、実際二、三年たった分でございますので、その分を始良市のほうに寄贈されたということで、一応、原資も始良市のほうにもらっております。一部はですね。あともう1つ、また送ってくると思いますけど、名義変更も変えておりますので、あくまでも、あと7年間は信託銀行預けた部分の、そこでの結局、運用、分配ということで、毎月の金額が決算がされますので、そのとき、毎月毎月、その分配が入ってくるような形をとっております。ただ、さっき言ったように、金額が変わりますので、若干の変化はすると思いますけれど、最終的には、7年後には、この原資自体がもうゼロに近い部分でなってしまうというような形のやつになりますので、実際、このまま行きますと、約7年間はその分配金を始良市としてもらうことになります。ただ、先ほど言いましたように、先生のご希望は、理数系の教育に使ってほしいという条件が入っておりますので、そういう形にしていくと。ですので、今回、こういう形にします、あらゆる備品購入から、全ての理数系の教育に、始良市の教育に役立てていくということになりますので、金額は毎年、分配金の金額は変わってくるという形で、それを有効に活用させていただきたいと考えております。

○**議長（玉利道満君）** これで田口議員の質疑を終わります。

次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。

○**24番（堀 広子君）** 議案第18号の市営住宅条例の一部を改正する条例の件で質疑をいたします。

個人情報の取り扱いを条例に加えております。これは当然のことと思いますが、市営住宅を指定管理者が管理することで、市民のサービスが低下することはないのかを伺います。

19号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件でお尋ねいたします。

太陽光発電設置、風力発電施設、津波避難施設などの占用料は、環境に配慮し、また公共の福祉に寄与することから、減免の規定があってもいいのではないのでしょうか。

以上です。

○**市長（笹山義弘君）** 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○**副市長（大橋近義君）** 議案第18号 始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

指定管理者による市営住宅の管理につきましては、既に加治木の定住促進住宅コーポ龍門で行っており、良好な管理が行われております。修繕時や緊急時等の対応も民間の機動力を生かし迅速に行い、空き家募集につきましても的確な情報の提供を行い、良好な管理が保たれております。指定管理者による管理の導入にあたっては、今後、一定の手続きを経て実施することになりますが、その他の市営住

宅の指定管理者による管理におきましても、住民サービスが低下することはないと考えております。

次に、議案第19号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

始良市道路占用料徴収条例の第3条では占用料の減免を規定しております。今後、津波避難施設など公共性の高いものにつきましては、減免の申請がなされた場合、申請内容を審査して、占用料の減免を行いたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○24番(堀 広子君) 市営住宅の件でございますが、公の施設の管理に民間のノウハウを活用して、市民サービスの向上を目的としているわけでございますが、コーポ龍門では、どのようなサービス向上がこれまで図られてきているのかを、まずお尋ねいたします。

それから次の道路占用料の件ですが、ご答弁で、第3条で占用料の減免を規定しているということです。この占用料の規定の内容をお伺いいたします。

そして、その規定がどういうところが現在適用されているのかもお尋ねいたします。

そして答弁で、「津波避難施設など公共性の高い」、「など」って書いてございますが、この「など」には、ほかはどういう施設が減免の対象になりますでしょうか、お伺いいたします。

○建設部長(蔵町芳郎君) お答えいたします。

最初の議案第18号のどのようなサービスかという質問でございますが、住宅のサービスと申しますか、これは維持管理でございます。入居者の要望に対して、即対応ができるということでございますが、この指定管理につきましては、指定管理の中で維持管理費等も委託の中に含んで、早急に対応ができるというふうなシステムになっております。

それと、逆ですが、徴収に対しても、滞納者に対しては職員が通常行くわけでございますが、これは指定管理者が昼夜を問わず、いらっしゃる時期に、現在、コーポ龍門等では対応しているところでございます。

それと、議案第19号ですが、これについては、「等」とございますが、これは東日本震災の津波の被害に伴いまして、平成25年の9月に道路法の施行令が改正されております。その中で、太陽光発電整備、太陽光、それと風力発電、津波避難所については、そこの事項が追加されたもので、今回道路占用料で一部改正で追記するものでございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) この第3条の占用料の減免は、現在の適用の物件はどういったことなのかということと、それから、旧加治木町のときでした。公の施設の電柱の占用料、これが九電から徴収するようになるのではないかと思います。これが旧加治木町時代は徴収されておりましたが、現在はどのような状況になっているのかも、最後にお尋ねします。

○建設部次長兼土木課長(岩穴口弘行君) まず、第3条の減免であります。この第1項の末語の中に、「特に市長が認めるもの」というのがございまして、これを適用したいというふうを考えております。そのほかには、水道管とか、公共性の高いものについて減免をしてるというような状況でござ

います。

それから道路の占用料の中で、今出ました電柱関係、NTTとか、電柱でございますけれども、合併いたしましたして、3町合併いたしましたして、当初から、始良、加治木、蒲生、3町とも占用料を徴収するようにいたしております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで堀議員の質疑を終わります。

次に、23番、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件について、お伺いいたします。

始良、加治木地区における公民館の使用料体系は、これまで午前、午後、夜間といった時間帯設定となっていたが、今後、時間単位による料金設定になるということで、午前、午後、夜間、それぞれ目いっぱい使用したときの料金の差額はどうか、伺います。

始良公民館使用料について、1時間当たり大ホールや会議室の冷暖房使用料のほうが基本使用料より料金が高くなっているところがあるが、冷暖房使用料が高すぎるのではないかと思います、いかがですか。現在の市民生活では、冷暖房は普通の生活になっており、特に冷暖房費を徴収しなくとも施設使用料を取るだけでいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議案第33号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第11号）について、お伺いします。

債務負担行為の補正が400万円増になっており、外構工事の追加となっているようですが、当初でわからなかったものか、伺います。工事の内容について説明を求めます。

議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について伺います。

くすの湯整備事業の事業内容の変更、施設設備改修とあるが、どのように施設や設備を改修しようとしているのかを説明していただきたいと思います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件についてのご質疑にお答えいたします。

くすの湯は、平成6年2月の開館以来、地域住民の健康増進憩いの場として親しまれております。しかしながら、湧出量の減少や温泉温度の低下、重油単価の高騰により、燃料費等の経費増大が課題となっております。

そこで、くすの湯運営の経費において、重油ボイラーにかかる燃料費負担が大きいこと、また市の施策として、再生可能エネルギーの積極的導入を進めておりますことから、バイオマスボイラーの導入を計画し、経営改善を図るものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第21号 始良市公民館条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑

にお答えいたします。

改正前の使用料は、使用する形態により料金体系が異なるため、単純に時間合計による比較はできませんが、最も使用頻度の高いと見込まれる始良公民館の会議室の試算においては、午前の使用時間3時間、午後の使用時間4時間、夜間の使用時間4時間で、旧使用料と新使用料による料金額を比較した場合、午前では100円の減、午後では117円の増、夜間では315円の減となります。

次に、今回の冷暖房使用料設定は、これまでの1時間当たりの使用料に消費税率引き上げ分の3%上乗せした額を使用料として設定したものであり、これまでより高い料金体系としたものではありません。

また、冷暖房使用料の見直しについては、今後、全体的な使用料の見直しの中で検討してまいります。

なお、本市の他の公共施設においても、冷暖房使用料は施設使用料とは別に利用者に負担していただいているところであり、受益者負担の原則が相当と考えております。

次に、議案第33号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第11号）についてのご質疑にお答えいたします。

小学校給食室別棟新築工事における外構工事は、当初、新築工事の敷地の範囲だけを予定していたところですが、工事についての現地説明会の際、地域の代表者の方々に説明する中で、当該新築工事以外の残地に面する用水路についても同様に改修してほしいとの強い要望があり、改修工事の範囲を延長することといたしました。その追加工事費分を今回債務負担行為の補正として計上するものであります。

以上、お答えいたします。

**○23番（里山和子君）** 1問目から行きますが、この重油ボイラーにかかる燃料代が負担が大きかったので、バイオマスボイラーの導入を計画して、経営改善を図るとのことなんですけれども、このバイオマスボイラーのことについて、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それから、これだと経費はどれくらいかかって、重油ボイラーとの差額はどのくらいになるのかをお知らせください。

それから公民館条例なんですけれども、午前では100円の減、午後では117円の増、夜間では315円の減ということで、減のほうはいいんでしょうけれども、増になるところは何とかできないものかということと、それから、この冷暖房使用料なんですけれども、県内各市19市ぐらいありますかね。こういう冷暖房費を使用料を取っているところがどれくらいあるのか、お知らせください。

それから、この冷暖房料金の設定というのは、どのような計算をして、このような料金になっているのか、実費との関係はどうかですね。

それと、私、最近協元公民館をときどき使ってるんですけど、2階の小会議室を1時から5時まで約4時間使いますと、使用料が420円で、確かだったと思うんですが、冷暖房費用が4時間使うと400円ぐらいなんですよね。部屋の使用料と冷暖房使用料があんまり変わらないというか、ちょっと高いなと思うんですよね。これをできれば、この冷暖房費用というのは、私はなくてもいいんじゃないかと思うんですが、もうちょっと、また、この全体的な使用料の見直しなどをされて、もう少し安い冷暖房費にして、一括して使用料で取るというような方法もあると思うんですけど、そのようなことについてはいかがでしょうか。

○蒲生総合支所長（湯川忠治君） バイオマスボイラーのことにつきまして、お答えいたします。

まず、バイオマスボイラーとはどういうものかということでございますが、現在、重油ボイラーでお湯を沸かしているわけでございますが、仕組み的には大体似たようなものでございまして、バイオマスボイラーで、廃材、薪等を燃やしまして、それを熱交換器を通して地下水、あるいは現在温度の低い温泉、これを沸かして、また戻すということで、流れ的には重油ボイラーと同じような形になります。

経費の面でございますが、現在、県のほうに「森林林業再生基盤づくり交付金」という、この事業を使うということで、申請を現在しているところでございます。

申請額といたしまして、バイオマスボイラーの機器等が3,013万2,000円、それから燃料貯蔵庫、燃料投入施設等、これらを853万2,000円見込んでいるところでございます。

重油との差額ということでございますけれども、薪のキロ当たりの値段によって異なります。まだ、はっきりしてないんですけれども。私どもの試算では、重油ボイラーの大体4分の1程度になるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

公民館の使用料の関係でございますが、今回、始良公民館を大規模改修した関係で、一つの例で申しますと、大会議室は今まで一部屋で使っておりましたが、これを3つに分けることができるようになります。ですので、人数によっては、一つの部屋を三つに割ったうちの一つを使うことによって使用料が低くなるというような形になります。と同時に、今までは、午前、午後、夜間、先ほど言いましたような形になると、一つの例としまして、午前10時から午後3時まで借りたとなると、その金額の設定が相当ややこしくなると同時に高くなります。今回は、そうなりますと、1時間単位で申しますと、全体的に見ますと若干低くなりました。これが平成24年度の始良公民館の使用で積算をしてみますと、改正前の使用料の積算が550万ほどありました。ところが、今回の改正によって、試算してみますと480万。ということは、少なくなり、というのは、それだけ利用の仕方が違ってきますので、今後はまた、さっき言いましたように、部屋数が14から16にふえてきますので、その活用によって使用料がふえるだろうと思います。

それと、今回、消費税についても、3%上乗せをただけの関係でございますので、その分の上乗せとを考えていただければいいと思います。

それと、冷暖房の関係の設定に関しましては、ちょっと県内が、施設がどうのこうのというのは、ちょっと資料は持っておりませんが、始良市においては、今の5つの施設で冷暖房の設定をしております。それと同時に今回は、消費税3%上乗せ分を先般の12月議会で、ほかの施設は全部使用料改定をやっておりますので、それにあわせて、今回は冷暖房費についても3%の上乗せをする分の改正をいたしております。

ただ、始良公民館によっては、冷房が1時間当たり大ホールで3,670円、暖房が2,200円として別々にしておりましたが、今回は、この暖房のほうの2,200円に冷房を引き下げております。その分にプラス3%分の負担をするという形にとっておりますので、今後は、他の施設等もありますので、この冷暖房の設定については10%の消費税の問題のときもありますので、その時点で検討していきたい

と、他の施設とあわせて検討していきたいと考えております。

○23番（里山和子君） 市長に伺いますが、私、先ほど申し上げましたように、脇元公民館なんかで小さな会議室を使うのに、その部屋の使用料と同じぐらいの冷暖房費を払うというのは、本当にそれだけかかっているのかな、高いなと思うんですよね。ですから、冷暖房費というのは特別取らないで、部屋の使用料にして、もう少し冷暖房使用料を下げるというのか、全体的に見直して、冷暖房費にあんまりお金をかけなくていいように、市民がですね、そのあたりの考え方というのは、市長、今後検討していただけないのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 各公共施設いろいろあるわけですが、要は市民の皆様が使いやすい施設にしなければならないということは考えております。そういうことから、地区によって、いろいろ施設の使用料設定が異なっております。この1年間かけまして、その辺を精査して、1年後ぐらいからは、ある程度ルールを統一化した形で設定していきたいと考えておりますので、その際、またよろしくお願いいたします。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。  
次に、27番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○27番（吉村賢一君） 議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件について質疑します。  
質疑の要旨、連帯保証人の変更等、第11条に関連して、この各号に該当するとき、いつまでにこの変更を届けねばならないか。また、守れなかったときの罰則規定はあるのか、質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第16号 始良市定住促進住宅条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本条例第11条で、連帯保証人の変更の規定があり、第1項各号と第2項にかかる連帯保証人の変更があった場合は速やかに承認届け出をするように規定しております。

実務上の手続期間としましては、新たな連帯保証人の設定を求める期間として、10日程度を見込んでおります。

なお、この期間中の手続を守れなかった場合の罰則規定はありませんが、変更の手続が完了するまで、所要の対応を求めていくことになります。

以上、お答えといたします。

○27番（吉村賢一君） 今まで、この関係で、連帯保証人がもう今現在、皆さんついている状態になっているのかどうか。そして、この連帯保証人がいないことによって、差しさわりはなかったものかどうか。過去の実績をお伺いします。

それから、連帯保証人がその各自において求められなかった場合、民間の保証会社というのがありますが、そういったことを考えるということとはできないものかどうか。

それから、第15条にも「家賃の納付」というのがあるわけなんですけど、ここについても、もちろん納付しない場合の罰則規定はありません。それどころか、第31条において「市長は、入居者が詐欺、その他の不正の行為によって家賃または第23条第3項の損害賠償金の全部、または一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額を以下の過料に科する」というふうになっておりますが、この辺との絡みも出てくるのか、出てこないのかなということの質問もさせていただきます。

○建設部長（蔵町芳郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

連帯保証人の実績と申しますか、連帯保証人につきましては、入居時に手続で、皆さん連帯保証人になってきていただいております。それと、連帯保証人が変わる場合は、先ほど11条の規定で変更するように規定されております。それと民間保証の関係ですが、公益業法の徴収に関しましては採用しておりませんが、定住促進関係では、指定管理した場合は、民間の保証会社に、その家賃等の徴収については保証するシステムで、定住促進、現在やっているのは、コーポ龍門ですが、そこにおいては、そのような民間保証の制度活用をしております。

そのほかについては、担当課長のほうで答弁いたします。

○建設部建築住宅課長（榑木正男君） 建築住宅課の榑木です。

もう1つの質問が虚偽の申請、あるいは不正があった場合についての過料の5倍とかいう家賃の5倍に相当する分の徴収の件ですが、今まで過去にそのようなことは、まだ実施されておませんが、今後そういう不正の事実があった場合についての過料でございますので、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（玉利道満君） これで、27番、吉村賢一議員の質疑を終わります。

以上で、日程第13、議案第14号から日程第44、議案第43号までの一括質疑は終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。10分といたします。

（午後2時29分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時34分開議）

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、先日配付いたしました議案処理一覧に沿って処理します。

○議長（玉利道満君） 日程第13、議案第14号 始良市中山教育振興基金条例制定の件から、日程第24、議案第44号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件までの12案件は、先日配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第25、議案第25号 市道路線廃止の件（帖佐駅前～東原線）から、日程第44、議案第43号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの20案件は、

会議規則第37条3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第25号から、日程第44、議案第43号までの20案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第25、議案第25号 市道路線廃止の件（帖佐駅前～東原線）から、日程第32、議案第32号 市道路線認定の件（下深田北線）まで、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第25号から、議案第32号までの8件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第25号から、議案第32号までの8件は可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第25号 市道路線廃止の件（帖佐駅前～東原線）から、議案第32号 市道路線認定の件（下深田北線）までの8件は可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第33、議案第13号 専決処分についての承認を求める件（始良市牛舎整備資金貸付基金条例等の一部を改正する条例）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第13号 専決処分について承認を求める件（始良市牛舎整備資金貸付基金条例等の一部を改正する条例）は承認されました。

○議長（玉利道満君） 日程第34、議案第33号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第33号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第35、議案第34号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第34号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第36、議案第35号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第35号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第37、議案第36号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第36号 平成25年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第38、議案第37号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第37号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第39、議案第38号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第38号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第40、議案第39号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第39号 平成25年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第41、議案第40号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第40号 平成25年度始良市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第42、議案第41号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予

算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第41号 平成25年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第43、議案第42号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第42号 平成25年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第44、議案第43号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第43号 平成25年度始良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第45、陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書を議題とします。

この陳情はさきに配付しました陳情文書表のとおり産業文教常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月19日午前10時から開きます。

(午後 2 時48分散会)